



北海道環境基本計画

[第3次計画]

～循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた
持続可能な北海道を目指して～

2021年（令和3年）3月

北海道

【はじめに】

北海道は、四方を海に囲まれ、広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼や、そこにいきいきと生息・生育する野生生物など、豊かな自然に恵まれており、私たちはこの自然環境から様々な恩恵を受けています。

この環境の恵みを将来にわたって受け続けることができるよう、道では、1998年（平成10年）に環境基本計画を策定、その後、2008年（平成20年）には第2次計画、2016年（平成28年）には第2次計画改定版を策定し、長期的な目標や施策の基本的事項を示した上で、地球環境の保全、循環型社会の形成、自然との共生、安全・安心な地域環境の確保など、環境保全の取組を進めてきました。

これまでの取組により、大気環境や河川の水環境は概ね良好な状態が保たれ、知床世界自然遺産などのすぐれた自然が残されているといったように、順調に推移している分野がある一方で、道民一人1日当たりのごみの排出量は全国平均を上回っているほか、エゾシカやヒグマなど野生動物による農林水産業被害やあつれきの発生、地球温暖化が原因の一つと考えられる豪雨災害や生態系への影響、プラスチックごみによる海洋汚染など、身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、様々な課題が残されています。

世界に目を向けると、2015年（平成27年）に国連総会で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるとともに、第21回気候変動枠組条約締約国会議で今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げた「パリ協定」が採択されるなど、近年、環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

国では、2018年（平成30年）に第5次環境基本計画を策定し、持続可能な社会の実現に向けて、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と共生・対流し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」の創造を目指すことなどにより、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を進めることとしており、実際の取組もはじまっています。

こうした国内外の状況を踏まえて、道では第3次となる環境基本計画を策定しました。本計画では、長期的な目標として、2050年（令和32年）頃を展望した北海道の環境の将来像を示すとともに、今後の施策の基本的事項として、SDGsの考え方も踏まえた環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方や分野横断の取組、分野別の施策の基本的な方向性、道民、事業者といった各主体による取組の方向性などを示し、「循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」を目指すものです。

（2021年（令和3年）3月）

【目次】

第1章 総論	(1)
1 計画の基本的事項	(1)
(1) 計画の位置付け・性格	(1)
(2) 計画の期間	(1)
(3) 計画の構成	(2)
(4) 各主体の役割等	(3)
(5) 計画が対象とする環境施策の範囲	(4)
[参考] 環境基本条例第9条「施策の基本方針」 「北海道環境宣言」	(4)
2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況	(6)
(1) 社会経済の状況	(6)
(2) 環境の状況	(7)
(3) 道民の意識	(8)
3 課題認識	(11)
4 将来像（長期目標）	(12)
(1) 将来像	(12)
(2) 将来像の視点	(14)
第2章 施策の展開（施策の基本的事項）	(18)
1 環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方	(21)
2 分野横断の取組	(21)
3 分野別の施策の展開	(22)
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	(23)
めざす姿（あるべき姿のイメージ）	(23)
現状と課題	(23)
【地球温暖化】（温室効果ガスの排出、エネルギー利用、森林等における吸収源対策、適応策）	
【その他の地球環境保全】（オゾン層保護、酸性雨、海洋汚染等）	
地球環境保全に関する施策の基本的な方向性 指標群	(26)
各主体の取組方向	(27)
道の施策 [施策の体系] [施策の方向]	(28)
ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進	(28)
(ア) 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化	
(イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等	

(ウ) 森林等における吸収源対策	
イ 気候変動への適応策の推進	・・・(29)
ウ その他の地球環境保全対策の推進	・・・(30)
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	・・・(31)
めざす姿(あるべき姿のイメージ)	・・・(31)
現状と課題	・・・(31)
【循環型社会の形成】	
(3Rの推進、廃棄物の適正処理、バイオマスの利活用、循環型社会ビジネスの振興)	
循環型社会の形成に関する施策の基本的な方向性	指標群 ・・・(34)
各主体の取組方向	・・・(35)
道の施策	[施策の体系][施策の方向] ・・・(36)
ア 3Rの推進	・・・(36)
イ 廃棄物の適正処理の推進	・・・(36)
ウ バイオマスの利活用の推進	・・・(37)
エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	・・・(37)
(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	・・・(38)
めざす姿(あるべき姿のイメージ)	・・・(38)
現状と課題	・・・(38)
【自然環境等の保全及び快適な環境の創造】(北海道らしい景観の形成他)	
【知床世界自然遺産】	【自然とのふれあいの推進】(動物愛護と管理他)
【野生生物の保護管理】(希少野生生物の保護、外来種対策、野生鳥獣の保護管理他)	
自然環境保全に関する施策の基本的な方向性	指標群 ・・・(42)
各主体の取組方向	・・・(43)
道の施策	[施策の体系][施策の方向] ・・・(44)
ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造	・・・(44)
(ア) すぐれた自然環境の保全	(イ) 公益的な機能の高い森林の保全
(ウ) 快適な環境の保全と創造	(エ) 北海道らしい景観の形成
イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用	・・・(45)
ウ 自然とのふれあいの推進	・・・(46)
(ア) 自然とのふれあいの場と機会の確保	(イ) 自然の適正な利用
(ウ) 飼養動物の愛護と管理	
エ 野生生物の保護管理	・・・(46)
(ア) 希少野生動植物種の保護	(イ) 外来種の防除の推進
(ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理	

(4) 安全・安心な地域環境の確保	（48）
めざす姿（あるべき姿のイメージ）	（48）
現状と課題	（48）
【大気・水などの生活環境の保全】	【化学物質等による環境汚染の未然防止】
【その他の生活環境保全対策】	（公害苦情、放射性物質による環境汚染の監視）
地域環境の確保に関する施策の基本的な方向性	指標群
各主体の取組方向	（50）
道の施策	【施策の体系】
ア 大気、水などの生活環境の保全	【施策の方向】
（ア）大気環境の保全	（イ）水環境の保全
（ウ）騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策	
イ 化学物質等による環境汚染の未然防止	（52）
ウ その他の生活環境保全対策	（53）
(5) 共通的・基盤的な施策	（54）
めざす姿（あるべき姿のイメージ）	（54）
現状と課題	（54）
【環境に配慮する人づくり】	
【環境と経済の好循環の創出】	
（環境に配慮した事業活動の推進、環境影響評価、環境と調和した産業の展開、環境ビジネスの振興）	
【環境と調和したまちづくり】	【基盤的な施策】
（調査研究等、国際的な取組）	
共通的・基盤的な施策の基本的な方向性	指標群
各主体の取組方向	（56）
道の施策	【施策の体系】
ア 環境に配慮する人づくりの推進	【施策の方向】
（ア）環境教育の推進・環境負荷の少ないライフスタイルの定着	（58）
（イ）民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進	
イ 環境と経済の好循環の創出	（59）
（ア）環境に配慮した事業活動の推進	（イ）環境と調和した産業の展開
（ウ）環境ビジネスの振興	
ウ 環境と調和したまちづくり	（61）
エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）	（61）
[参考] SDGs と分野別の施策との関係	（62）

第3章 計画の推進(63)

- 1 道民の意見の反映(63)
- 2 推進体制(63)
- 3 計画の進行管理(63)
- 4 計画の見直し(64)

用語解説(65)

指標群一覧(71)

資料編

- 1 北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定経過(資1)
- 2 北海道環境審議会の委員(資2)
- 3 北海道環境基本計画〔第3次計画〕素案に係る道民意見募集結果
(概要)(資4)
- 4 2020年(令和2年)北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版
に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果(概要)(資6)
- 5 「環境問題に関する道民の関心・取り組み状況について」
の道民意識調査結果(概要)(資12)
- 6 北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号).....(資14)

第1章 総論

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け・性格

- 北海道環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、北海道環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第10条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするもので、1998年（平成10年）3月に環境基本計画〔第1次計画〕を策定しました。
その後、2008年（平成20年）3月に見直しを行い、環境基本計画〔第2次計画〕（以下「第2次計画」という。）を策定し、2016年（平成28年）3月には、施策の方向などについて見直しを行い、第2次計画改定版（以下「改定計画」という。）を策定しています。
- 環境基本計画は、道の環境政策を推進する上での基本的な計画であることから、道の環境に関する個別の計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進されています。
- 同時に、この環境基本計画は、環境に関する特定分野別計画として、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿うものであり、適時に見直しを行いながら、総合計画と一体的に推進されるものです。
- また、政府においては、国全体としての環境政策の方向と取組の枠組を明らかにする第5次環境基本計画を2018年（平成30年度）に策定しました。
- 加えて、昨今の国際情勢としては、「持続可能な開発目標（SDGs*）」や「パリ協定*」の採択など経済や社会の在り方が大きく変化しており、経済、社会及び環境の三側面の調和を意識しながら、気候変動の影響への対処や脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することがより重要となっています。
- パリ協定なども踏まえて、道では2020年（令和2年）3月、2050年（令和32年）までに温室効果ガス*排出量実質ゼロを目指すことを表明し、同年10月には、政府として「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする」旨を宣言したところです。
- このような社会情勢の変化や、これまでの環境基本計画の進捗状況を踏まえ、今後の道の環境施策の方向性を示すために、環境基本計画〔第3次計画〕（以下「[第3次計画]」という。）を策定しました。

(2) 計画の期間

- 環境基本計画は、身近なごみ問題から、地球規模の環境問題まで、環境全般を対象とした計画です。

計画期間の設定に当たっては、特に地球温暖化のように長期的な視点に立った施策の展開が求められる課題もあり、ある程度の幅を持たせる必要があることなどから、この〔第3次計画〕の期間については、次のとおりとします。

計画期間は2021年度（令和3年度）から概ね10年

（3）計画の構成

- 環境基本計画では、長期目標と施策の基本的事項を定めることとしています。
- このため、パリ協定や温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言なども踏まえ、2050年（令和32年）頃を展望した北海道の将来あるべき環境の姿とその具体的なイメージを将来像（長期目標）として示すとともに（第1章3）、その実現に向けて、計画期間に実施すべき施策の展開（施策の基本的事項）を掲げます（第2章）。

「施策の展開」については、まず、今後の環境施策の基本となる「環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方」や環境以外の分野にまたがる「分野横断の取組」を記載した上で、「分野別の施策の展開」として、分野ごとにめざす姿やその実現に向けた基本的な方向性、道の施策などについて記載します。

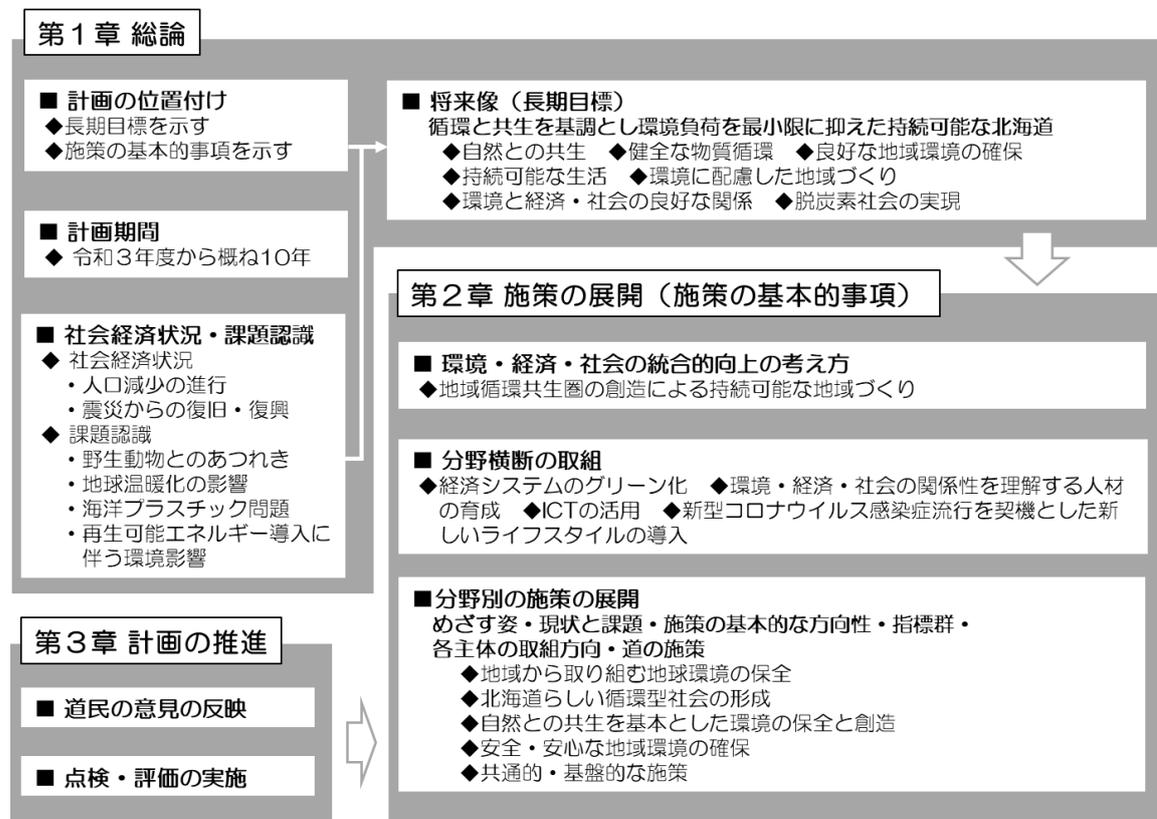


図1-1 計画の構成

(4) 各主体の役割等

- 長期目標の実現に向けて、計画を推進するためには、道民や事業者等の各主体が自主的、積極的に環境保全に取り組むことが重要です。
そこで、それぞれの主体に期待される役割を掲げます。

《道民》

一人ひとりが環境問題への関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深めるとともに、持続可能な社会を意識して、日常生活の中から積極的に環境に配慮した行動を実践することが求められます。

また、民間団体等が実施する環境保全活動に積極的に参加することが重要です。

《事業者》

自らの事業活動が持続可能な社会づくりに貢献する可能性と社会的責任の重要性を認識し、環境に配慮した事業活動を展開するとともに、環境に関する取組状況を自ら公表することが求められます。

《NPO等の民間団体》

環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に環境配慮の取組の環を広げることが求められます。

また、道民、事業者、行政が連携、協働して取り組むことができるよう、各主体を結びつける担い手としての役割を果たすことが重要です。

《市町村》

地域の自然的・社会的特性を踏まえた総合的な環境施策を推進することが求められます。

また、環境に関する理解を深める機会や情報を提供することなどにより、住民等の環境に配慮した活動を促進することが重要です。

さらに、環境・経済・社会が相互に関連する中で、複数の異なる分野の課題を同時に解決するため、人材の育成、ICT（情報通信技術）*の活用といった分野横断的な取組を促進していくことも重要です。

《道》

道民、事業者、NPO等の民間団体、市町村との連携のもと、総合的・計画的な環境施策を推進するとともに、各主体の取組を支援するほか、自らが実施する事務・事業において、率先して環境に配慮して行動します。

また、広域的な取組を必要とする課題などに対応するため、国や他県などの関係機関との連携を進めます。

さらに、環境・経済・社会が相互に関連する中で、複数の異なる分野の課題を同時に解決するため、人材の育成、ICTの活用といった分野横断的な取組を促進します。

- 北海道の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、情報発信に努め、北海道を訪れる観光客や北海道の環境のすばらしさに共感する人など北海道に関わりをもつ道外の人たちに、道民や事業者などの取組や行政の施策への協力・支援を期待します。

- こうした道内外の多様な主体が、それぞれの役割を踏まえたうえで、必要に応じて他の主体の役割を実践するなど多重的な役割もこなしながら、互いの得意分野を活かして連携・協働していくことが重要です。

(5) 計画が対象とする環境施策の範囲

- 本計画が対象とする環境施策の範囲は、環境基本法が対象とする範囲と同様の考え方によります。

「環境」は包括的な概念で、また、環境施策の範囲は時代の社会的ニーズや国民的意識の変化に伴い変遷していくものですが、環境基本条例第9条に規定する施策の基本方針等を踏まえ、次のとおりとします。

- ・再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーの推進による温室効果ガスの排出削減などの地域から取り組む地球環境の保全
- ・廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、バイオマス*の活用などによる北海道らしい循環型社会の形成
- ・すぐれた自然環境の保全、自然とのふれあいの推進などによる自然との共生を基本とした環境の保全と創造
- ・大気・水などの生活環境の保全、化学物質による環境汚染の未然防止などによる安全・安心な地域環境の確保

[参考] 環境基本条例第9条「施策の基本方針」

第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- 二 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- 三 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
- 四 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

【参考】 「北海道環境宣言」

道では、2008年（平成20年）に開催された「北海道洞爺湖サミット」を機に、環境と調和した北海道づくりをめざし、北海道らしい環境に配慮したライフスタイルを確立するため、「地球を守る心」「もったいない心」「自然と共生する心」という3つの心をもって、二酸化炭素の排出削減やゴミの削減、自然とのふれあいといった環境にやさしい8つの行動を実践することなどに道民総意のもと取り組んでいく決意と行動を「北海道環境宣言」として発信しています。

なお、「北海道環境宣言」において総合的な取組指針として策定することとしている「北海道環境行動計画」については、本計画がこれを兼ねるものとしています。

2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況

(1) 社会経済の状況

- 本道の人口は、1997年（平成9年）の約570万人をピークに、全国より約10年早く人口減少局面に入り、2015年（平成27年）の人口はピーク時よりも約32万人少ない538万人となっています。

1990年代後半、生産年齢人口は減少に転じ、高齢者人口が年少人口を上回りました。
2018年（平成30年）の自然減は約32,000人、社会減は約3,700人となっています。

2002年（平成14年）までは、死亡数が出生数を下回っていたため、「自然増」の状態が続いていましたが、2003年（平成15年）から死亡数が出生数を上回る自然減に転じています。

未婚・晩婚・晩産化のほか、本道は全国と比較して核家族化が進んでいることや若年者の失業率が高いことなどから、全国より低い出生率が続いています。

また、札幌市への人口集中が進んでおり、全道人口の3分の1を占める札幌市の低い出生率は、北海道全体の出生率に大きく影響しています。

国の研究機関（国立社会保障・人口問題研究所）の推計方法に準拠した推計によると、今後、有効な対策を講じない場合、本道の人口は、2040年（令和22年）には428万人、2060年（令和42年）には320万人にまで減少すると見込まれます。
- 北海道経済は、北海道胆振東部地震の発生により国内外からの観光客の減少や生産活動の低下がみられたものの、「北海道ふっこう割」による観光需要の回復、挽回生産による持ち直しなどによって、緩やかに持ち直していました。しかし、2020年（令和2年）に入り、全国で新型コロナウイルス感染症が流行し、全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出されるなど、社会、経済に様々な影響を及ぼしています。道内では、2020年（令和2年）1月下旬に感染が確認されて以降、感染拡大が進み、その間、感染拡大防止のため、外出の自粛、催し物の開催制限、施設の使用制限の要請等が行われ、社会経済の活動レベルが大きく低下しました。その一方で、テレワークやオンライン授業の導入が進むなど社会システムの急速な変化が生じています。
- 2016年（平成28年）の台風上陸に伴う十勝、上川地域における大雨等による災害、2018年（平成30年）の北海道胆振東部地震では、大規模な停電、水道の断水、災害廃棄物の発生など、私たちの日々の暮らしが自然の脅威と常に隣り合わせにあり、災害に対する備えがいかに重要であるかを強く認識させられました。

道は被災地域の1日も早い復旧、復興の実現に向け、「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」を策定し、国や関係機関等と連携して取り組んでいます。また、近年の自然災害の教訓を踏まえ、2020年（令和2年）3月に「北海道強靱化計画」を改定し、強靱化施策の充実・強化を図るなど、本道の強靱化を推進しています。
- 情報化社会が進展する中、スマートフォン、タブレット端末の急速な普及やソーシャルメディアの利用拡大、クラウドサービス*、人工知能（AI）の進展、IoT*、ビッグデータ*・オープンデータ*の活用など、ますます技術が進歩し、ICTを利活用できる場面が更に広がってきています。国では、こうした未来技術を最大限に活用し、経済発展と社会的課題の解決を

両立させる未来社会を「Society5.0」と位置付け、その実現に向けた取組を推進しているほか、デジタル化の遅れなどの様々な課題を解決するため「デジタル庁の創設」に向けた動きがあります。道においても、未来技術を活用した活力にあふれる北海道の未来社会を描いた「北海道 Society5.0 構想」が北海道 Society5.0 懇談会で取りまとめられ、知事へ提言されたところです。「北海道 Society5.0」の実現に向けて、行政機関はもとより、産業界、研究機関など様々な企業、団体が連携して積極的な取組が進められることが期待されています。

- 広大な行政面積を有する中で行政サービスを提供していることなどから、財政需要が多額となっていますが、それに見合う道税などの財源を確保できず、2018年度（平成30年度）決算後の財政力指数*は、約0.449と全国平均の約0.518に比べ低くなっています。
 収支不足額は2006年度（平成18年度）をピークに徐々に減少しており、財政構造は着実に改善しているものの、今後も収支不足が発生する見通しにあり、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

（2）環境の状況

- 大気環境
 - ・大気中の主な汚染物質は、概ね環境基準を達成しており、大気環境は良好な状態を維持しています。
 - ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）*については、越境汚染の影響などにより、道内でも注意喚起を実施する事態が生じています。
- 水環境
 - ・河川における水質の環境基準達成率は高い状況となっていますが、湖沼など閉鎖性水域においては、依然として低くなっています。
 - ・地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性及び亜硝酸性窒素等による汚染が確認されています。
- 騒音
 - ・騒音に関する環境基準の達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音は9割以上、新幹線騒音は7割5分、航空機騒音は5割という状況となっています。新千歳空港・千歳飛行場での航空機騒音については達成できていません。
- 廃棄物
 - ・一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3R（スリーアール）*の進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は全国平均を上回っています。
 - ・産業廃棄物の排出量は、全国の約1割を占めており、このうち、半分を畜産業から排出される家畜ふん尿が占めています。
 また、産業廃棄物の再生利用率は横ばいですが、全国平均を若干上回っています。

○ 地球環境

- 二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は、事業者による電力使用量の減少などにより、近年は減少傾向を示しています。しかし、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、道民一人当たりの二酸化炭素の排出量や民生（家庭）部門・運輸部門からの排出割合が全国と比較して高くなっています。
- 近年、頻発する台風の上陸・接近や短時間強雨などの気候変動は、地球温暖化が一因とされ、水害や土砂災害、高潮災害の発生などにより、日常生活や産業、自然生態系といった幅広い分野への影響が顕在化してきています。

○ 自然環境

- 道内には国立公園6か所、国定公園5か所、道立自然公園12か所の自然公園が指定されており、箇所数、面積ともに全国の都道府県の中で最大です。また、全国に5か所ある原生自然環境保全地域のうち2か所が道内で指定されているほか、知床世界自然遺産*やラムサール条約*湿地が13か所登録されているなど、日本を代表し、国際的にも重要な「すぐれた自然」が残されています。
- 森林は、面積約554万haで全国の森林のおおよそ2割に当たり、そのうち天然林が約7割を占め、道南にブナなどの温帯林が見られることに加え、亜寒帯林のエゾマツ、トドマツなどの針葉樹と、ミズナラなどの多様な広葉樹が混生する針広混交林が広く分布し、そのほかにも高山植生や湿原、海岸草原など様々な植生が見られます。
- 本道は、太平洋、日本海、オホーツク海に面しており、四方を海に囲まれています。長大な延長を持つ北海道の海岸では、人手が加わっていない自然海岸が比較的多く残され、海浜植物が生育し、野鳥の繁殖地にもなっています。また、浅海域では、河川の流入や潮の満ち引き、暖流と寒流のぶつかり合いから多様な海洋生物が生息・生育し、海藻やアマモが繁茂する藻場は魚類の産卵場や幼稚仔魚の生育場となっています。
- 道内には、本州以南とは異なる北方系の特色ある生物相が形成されており、植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫が1万5千種以上（亜種、植物は品種、変種を含む。）生息、生育しています。そのうち1千種以上が絶滅のおそれがあるなど保護上重要な種になっており、エゾオオカミやカワウソといった既に絶滅させてしまった種もある一方、エゾシカなど生息数の増加や生息域の拡大が著しい種や、アライグマなど人が持ち込んだ外来種が、本来の生態系や農林水産業等に深刻な被害をもたらす問題も広がっています。

(3) 道民の意識

- 2019年（令和元年）10月～11月に、道内に居住する満18歳以上の道民1,500人を対象に行った道民意識調査において、「環境問題に関する道民の関心・取り組み状況について」のアンケート調査を実施した結果、次のようなことが明らかになりました。
- 日常生活において環境に配慮した行動を行う人（「十分行動している」＋「少し行動している」）の割合は約60%であり、前回調査（2013年度（平成25年度））と比較すると17ポイント下がっています。

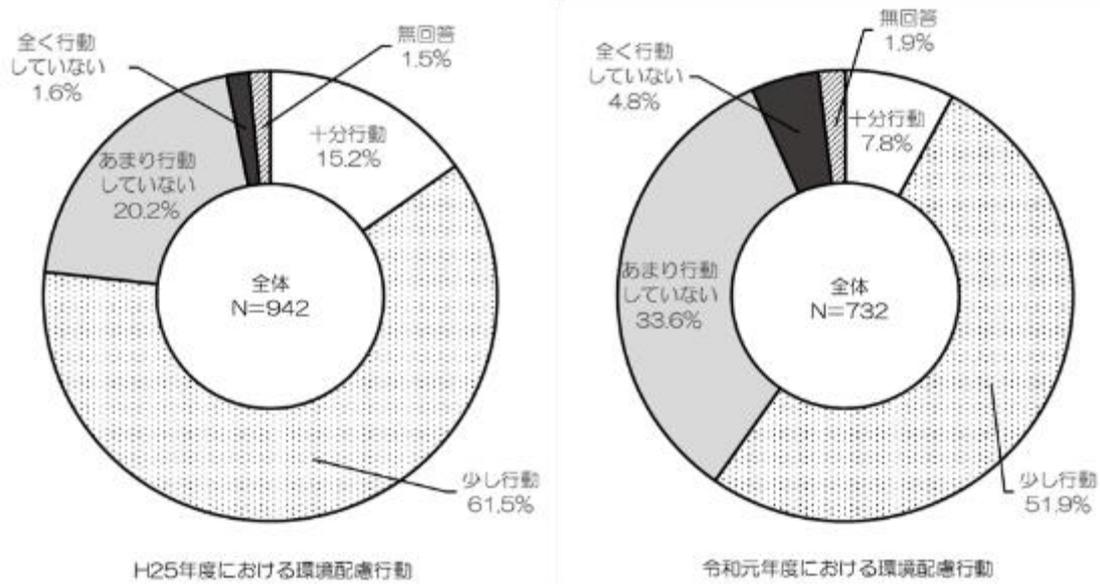


図1-2 (左) 平成25年度 道民意識調査：環境への関心と環境配慮行動
 (右) 令和元年度 道民意識調査：日常生活における環境に配慮した行動

○ 家庭から出るごみを減らしたいと考えている方は93.4%、実際にリサイクルに取り組んでいる方は68.0%であり、ごみの減量化に向けた考え方や取組が浸透してきています。

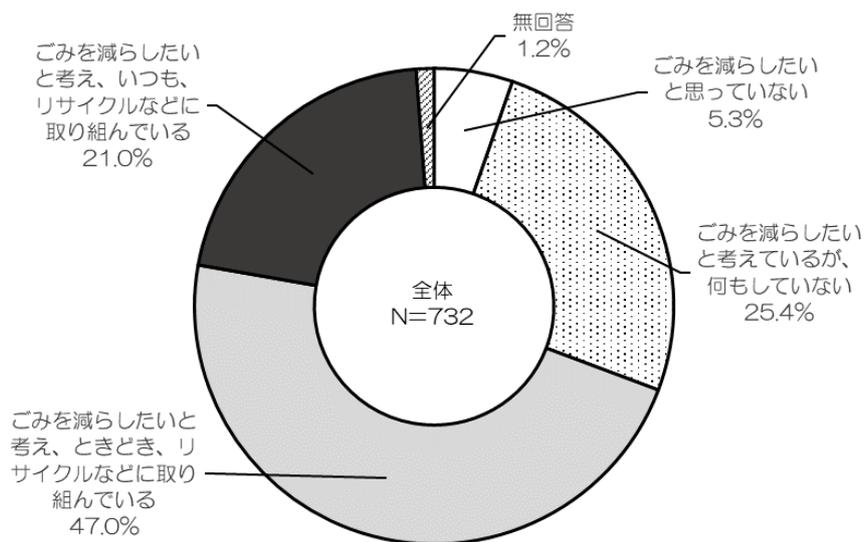


図1-3 令和元年度 道民意識調査：家庭から出るごみの減量化についての考えと取組

○ 日常生活で心がけている地球温暖化防止に向けた取組については、「使っていない照明をこまめに消灯する」など節電に関する取組を行っている人の割合が高くなっています。

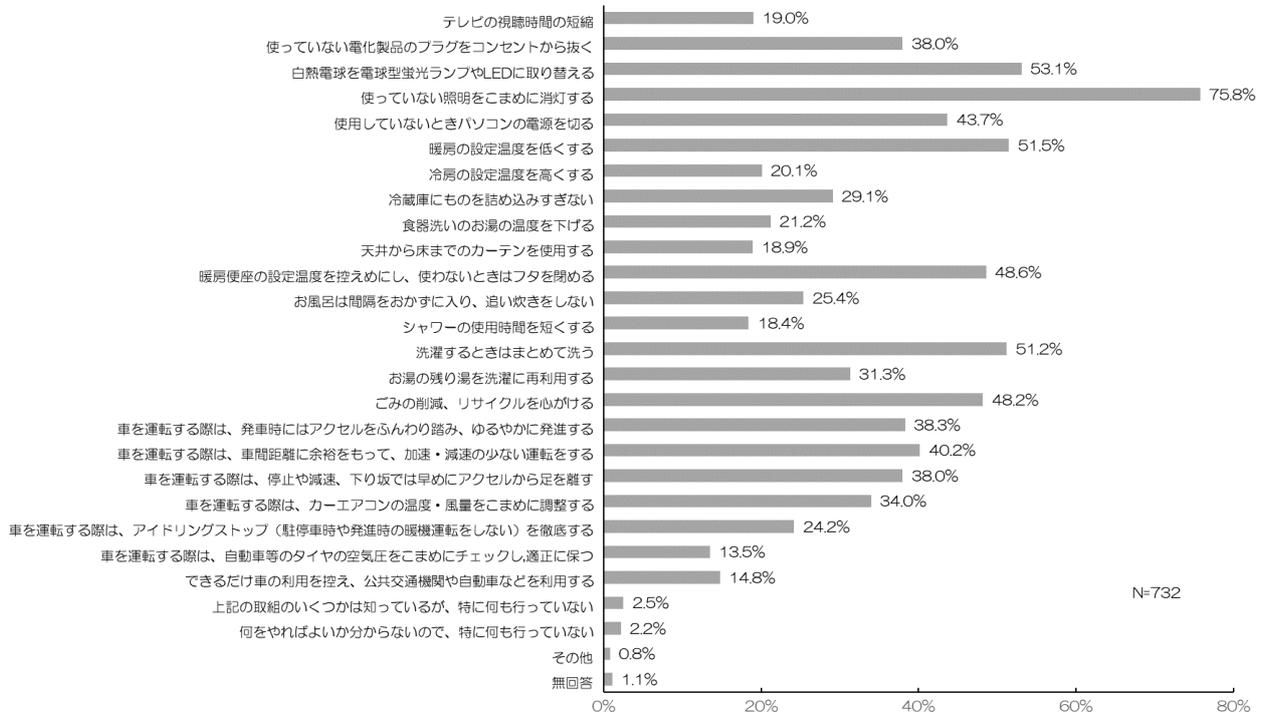


図1-4 令和元年度 道民意識調査：地球温暖化防止に向けて行っている取組

3 課題認識

- 人口減少の進行は、あらゆる産業の担い手不足や生産・消費の縮小、地域のコミュニティ機能の低下、税収減・社会保障費の負担増による財政の制約、耕作放棄地や手入れが行き届かない森林の増加により、野生動物との新たなあつれきの発生や自然災害に対する脆弱性が高まるほか、生物多様性*の低下や生態系サービスの劣化へとつながるなど、経済や道民生活に様々な影響を及ぼすことが予想されます。

人口減少の進行の緩和を図る方策とともに、人口減少が地域に与える様々な課題への対応を同時に進め、地域の特性を活かした持続可能な地域社会を築く必要があります。

- 公共交通機関の交通網が縮小することによって、自家用車の利用が増え、環境負荷に影響を及ぼすことも考えられます。

- 地球温暖化による気候変動は、各地で猛暑日や記録的な集中豪雨、熱中症など健康面での悪影響や土砂崩れ、河川氾濫による社会・経済活動への被害のほか、湿原や高山植生の荒廃、生物季節（フェノロジー）変化に伴う花粉媒介生物の活動への影響、野生動物の生息域の変化など、様々な影響が顕在化してきており、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーへの転換など温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を推進していくことが重要です。

- 原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地など、自然環境を保全、維持すべき地域は、生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間としての生態系の質や適切な配置を確保するとともに、気候変動以外の要因によるストレスの低減や連続性の確保により、気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全に努め、将来にわたって持続可能な利用を図るとともに、自然環境の有する多様な機能を防災・減災にも活用する「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）*」といった取組を加えるなど、「グリーンインフラ*」の有する複数の機能を組み合わせて相乗効果を生み出す意識が大切です。

- 地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝子資源の減少・消失を含む生物多様性の損失が継続しており、北海道においても多くの生物が絶滅の危機に瀕しています。

一方で、エゾシカやヒグマなどの野生動物による農林水産業被害等、人里や街中に出没することによるあつれきが生じているほか、餌やりなどにより人と野生動物との距離が近くなっている所があります。

また、アライグマなどの侵略的外来種の生息・生育域の拡大による農林水産業被害等や生態系への影響が懸念されるとともに、グローバルな人と物の移動や地球温暖化に伴う新たな外来種の侵入や定着も脅威となっています。

- 店頭でのレジ袋の辞退やペットボトルの使用を控えるなど、ワンウェイ（使い切り）のプラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルが徐々に浸透してきたところですが、一方で世界では、不適正処理により陸上から海上に流出するプラスチックごみは、世界全体で年間約8百万トンと推計されており、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されています。

- 再生可能エネルギーの導入が進む中で、風力発電の風車に鳥類が衝突する「バードストライク」の発生や、太陽光パネルの設置により豊かな自然環境や良好な景観が損なわれるなどのマイナス面もみられるようになり、環境と経済そして社会の統合的向上をめざす上での課題の一つとなっていることから、環境影響の回避・低減に取り組みながら再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、テレワークやオンライン授業の導入が進んだことに加え、来道者数の減少などにより、航空路線、鉄道、バスなどの輸送量が大幅に減少しており、人の移動等に伴う二酸化炭素排出量が減少する可能性がある一方で、ネットショッピングの利用の増加などにより、物流に伴う二酸化炭素排出量が増加する可能性もあることから、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う環境への影響を注視していくとともに、その状況によっては今後の環境施策に反映させることを検討する必要があります。

4 将来像（長期目標）

環境基本条例で規定する基本理念を踏まえ、2050年（令和32年）頃を展望した長期的な目標として、将来の北海道の環境の姿と、その具体的なイメージを示します。

（1）将来像

**循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道
～ 未来に引き継ごう恵み豊かな環境 ～**

将来像のイメージ

<地域から取り組む地球環境の保全>

街には、生活に必要な機能がコンパクトに集積し、再生可能エネルギーや水素エネルギーを活用した電力が、マイクログリッド*化した配電網などを通して、効率的に供給されています。そして、EV（電気自動車）*やFCV（燃料電池自動車）*などのゼロエミッションビークル*の利用やICTを活用したテレワーク*が一般的になるなど、環境に配慮した暮らし・働き方へと変わっています。また、ZEH（ゼッチ）*・ZEB（ゼブ）*化された建築物が建ち並び、環境にやさしく、快適な空間が創られています。このように、人々のライフスタイルや企業の経済活動は、化石燃料に依存しない形へと変化しており、北海道における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、森林等による吸収量と均衡するほど大幅に減少しており、実質ゼロになっています。

一方、農山漁村では、地域の人々に、「関係人口」と呼ばれる、地域に多様に関わる人たちも加わり、自然の恵みを上手に受け取るスタイルが根付き、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入が進み、地域の活性化につながっています。

環境に配慮した持続的な農林水産業を営むとともに、農産物等の地産地消*が進むことなどによって、農地や森林の適切な保全・整備が進み、それにより生物多様性が保全

されるとともに、保安林はもとより、農地や森林などが持つ多様な公益的機能がより一層発揮されています。また、平時は農地や生きものを育む場となり、緊急時には増水を受け止める氾濫原となる遊水地のような、生態系を活用した防災・減災が積極的に取り入れられています。

海外や国内の他地域に依存する資源の利用を極力抑えながら、都市、そして農山漁村が各地域の特性を活かした資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、お互いを補完し合い、都市も農山漁村も活かす地域循環共生圏*が形成されています。

＜北海道らしい循環型社会の形成＞

人々には、地球規模での社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援する消費活動が定着しているとともに、持続可能な自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、できるだけごみを出さない、物を修理して大切に使う、ごみの分別をしっかりとするといった環境に配慮した生活を実践する習慣が身についています。

企業は、自らの事業が持続可能な社会づくりに貢献する可能性と社会的責任の重要性を認識し、事業活動や製品のライフサイクルを通じた環境負荷を可能な限り低減し、廃棄物等*の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源*として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が社会の中に定着しています。

家畜ふん尿や林地未利用材*などバイオマスの利活用が定着し、農林水産資源が持続可能な方法で利用されるとともに、既存産業の技術基盤の活用や、従来のものとは根本的に異なる技術によるイノベーションの創出により、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大するなど様々な物質・エネルギーの循環も良好に保たれています。

＜自然との共生を基本とした環境の保全と創造＞

一万年以上にわたり北の大地で生活を営んできた縄文の人々など、先人から受け継いできた広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、生活に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物といった豊かな自然が維持されています。人々は、こうした自然とのふれあいを通じて北海道の環境について理解を深め、生態系が産業や暮らしを支えていることを理解し、環境を大切にすることを育んでいます。

世界自然遺産や国立公園、国定公園をはじめとする自然公園などでは、地域毎の自然資源の保全と適正な利用を進めるためのルールが定着し、自然と調和した景観が確保されたまま、エコツーリズム*など自然とのふれあいが盛んに行われています。このように、地域の環境特性を十分認識し、そこから得られる便益（生態系サービス）を、持続可能な形で最大限引き出す考え方は、観光業以外の産業や暮らしの中にも広く定着しています。また、これらが魅力となり、関係人口や移住者の増加にも貢献しています。

野生生物は適正に保護管理され、種の保存やジビエ等の利用が図られているほか、地域の生態系の一部として産業や暮らしの中で一定の関わりが保たれることで、生活

環境や農林水産業、生態系への被害が低減されるとともに、外来種の影響が理解され、排除を基本とした防除推進はもとより、新たな拡散も抑えられています。

<安全・安心な地域環境の確保>

継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言等により、きれいな空気と水が維持され、他の水系に比べ改善が遅れていた湖沼の水質も、改善されています。

森林の水源涵養機能を含め、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環が確保されています。

このように、環境への影響が低減され、健康で安全・安心に生活できる地域環境が確保されています。

<環境に関わる共通的・基盤的な取組>

子供から大人まで、家庭や学校、社会の各場面で環境教育が取り組まれ、また、環境保全活動を行う団体などを中心に、環境への配慮の取組の環が広がっており、一人ひとりが環境への負荷のない生活を心がけるようになっていきます。

企業は社会的責任を持って、自らの事業活動が環境に配慮した内容であることを広く公表し、投資家や消費者の信頼と評価を得ています。そして、経済的利益を得ることで、より一層、環境保全の技術力を高めるなど、新たなビジネスも生み出され、国内外の持続可能な経済活動に貢献しています。

地域の自然が持つ様々な機能を活かした土地利用やまちづくりなどを通して、住民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われています。

このように、全ての人々が企業、団体や行政と互いに連携・協力して、環境と経済、社会が持続的に発展する良好な関係をつくり、その基盤となる恵み豊かな環境を将来にしっかりと引き継ぐことで、自然と共生する大地・北海道を築いています。

(2) 将来像の視点

(1)の将来像を示すにあたっては、北海道を取り巻く現状や環境特性などを踏まえ、次に示すような視点に留意しました。

◆ 自然と共生する

北海道の自然環境は、私たちの産業や生活の基盤をなすものとして、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産であり、これらに支えられた豊かなくらしは、北海道だけでしか味わえない世界がうらやむものです。

こうした自然の恵みを将来にわたって持続的に享受できるよう、一万年以上にわたり北の大地で生活を営んできた縄文の人々など自然との共生を基本としてきた先人たちの知恵や文化に学びながら、北海道の森林、山岳、河川、湿原、沿岸、農地といった様々な生態系がどのような便益を提供してきたかを認識し、それらの基本となる生物多様性の保全を通じ、生態系の多面的機能の維持増進を図る必要があります。

◆ 健全な物質循環を確保する

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、その恵みを受けて、豊かな生活を営んできました。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴される経済社会システムや生活様式が定着し、環境への負荷が増大した結果、人類の生存基盤である地球の環境までもが脅かされることとなっています。

環境の恵みは、現在と将来の世代が共有すべきものであり、人間の活動による環境への負荷が環境の容量を超えることのないよう、できる限り減らし、健全な物質循環が保たれるようにしなければなりません。

◆ 良好な地域環境を確保する

良好な地域環境は、本道の主要産業である農林水産業や世界に誇る「自然」、「食」、「観光」を支える基盤であり、基盤が保全されなければ、これらは成り立ちません。

このため、将来にわたり、健康で安全・安心に生活できる良好な地域環境を確保する必要があります。

また、大気、水質、土壌などの地域をとりまく環境については、いったん汚染が進むと改善までに時間を要し、社会経済活動に多大な影響を与えることから、現状の水準から悪化させないことが重要です。高度経済成長の中で発生した深刻な公害などの環境問題は一定程度収束していますが、PCB（ポリ塩化ビフェニル）*廃棄物の処理やアスベスト*対策など、残されている課題への対応を適切に行う必要があります。

◆ 持続可能な生活をめざす

私たちは、これまで物の豊かさを求めるあまり、環境に過大な負荷をかけ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じる要因となったことを反省し、将来に向けて、ライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変えつつ、心の豊かさが感じられる質の高い生活を目指していく取組を進めています。

こうして、人の価値観が物質的な豊かさから心の豊かさへと変化する中、自然とのふれあい志向の高まりなどから、人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費*（エシカル消費））や、地球温暖化対策のためにあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE*」といった持続可能なライフスタイルと消費への転換も注目されています。

しかしながら、気候変動や人口減少による影響は、これまで地域の産業や生活の基盤となっている生態系そのものを変化させたり、地域自体の存続が危ぶまれるといった形で表れつつあり、地球規模で人や物が移動し消費行動が営まれている中で、環境、経済、社会が統合的に向上した持続可能な北海道を実現するためには、地球規模で考え行動することが求められます。

具体的には、地域循環共生圏に象徴される、地域の強みである農林水産資源等を基盤とした自立的な生活のしくみを構築することにより、持続可能な消費行動への転換や温室効果ガスの排出抑制を通じて、道外や海外への資源の依存や気候変動など地球規模での環境危機といったリスクを回避することが必要となります。

また、持続可能性に配慮した国際的な環境認証製品を積極的に利用することで、地球規模での生態系保全や環境・経済・社会の統合的向上に貢献していくことも重要です。

◆ 環境に配慮した地域づくりをすすめる

今日の環境問題が、グローバル化の進展に伴い地球規模の問題となり、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因して生じていることを踏まえると、社会を構成する各主体は、日常の様々な活動が、地域はもとより地球規模で環境負荷の少ないものとなるよう、自主的・積極的に取り組むことが必要ですが、そのためには地域ぐるみで問題意識の共有や、自主的な取組を後押しする制度運用が求められます。

また、農山漁村の環境は、農地や人工林、沿岸の漁場など、人の手が加えられて持続的に維持されている二次的自然環境であり、農林水産業の営みが身近な自然環境を形成し、生物多様性を維持する上で重要な役割を果たしています。人口減少や少子・高齢化社会の到来は、地域の産業の担い手不足を招くだけでなく、生産活動の停滞・後退により、農地や森林、水域などの適切な管理が損なわれ、こうした地域の環境が持続できなくなるおそれがあります。

このような中で、他地域への資源の依存を軽減し、持続可能な地域づくりを進めるためには、都市と農山漁村が各地域の特性を活かし、それぞれの資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、広域的なネットワークで地域資源を補完し合い支え合うことで、都市も農山漁村も活かす地域循環共生圏を創造していくことが重要です。



地域循環共生圏の概念図

(環境省ホームページ「環境省ローカル SDGs—地域循環共生圏づくりプラットフォーム—」より)

道内では、例えば下川町では、地域の木質バイオマス資源を活用してエネルギーの地産地消を行うといった持続可能な地域づくりに資する取組が既に行われており、また、北オホーツク地域（紋別市、興部町、雄武町、西興部村、滝上町、湧別町）では、畜産ふん尿や間伐材等の木質バイオマス、生ごみといった多様な地域循環資源の活用により、脱炭素・エネルギー自立分散型の地域づくりを目指すなど、地域循環共生圏の構築に向けた取組が徐々に増えてきており、こうした取組により各地に地域循環共生圏が形成されることが期待されます。

◆ 環境と経済・社会の良好な関係をつくる

私たちはくらしや産業活動の中で、豊かな自然から食料や水の供給、木材や繊維などの材料、気候の調整や水の浄化、洪水緩和等の防災機能など、様々な便益（生態系サービス）を

受けています。北海道は自然環境が豊かと言われるますが、生態系サービスを持続的に利用していくことは、環境と経済・社会が良好な関係を築く基盤となります。

また、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わり、気候変動をはじめとする地球規模の環境問題が深刻さを増している中、これらの課題を克服するためには、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があり、持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる必要があります。

そのための道筋のひとつとして、環境への配慮を経済発展の原動力とし、環境と経済の間に好循環を生み出すと同時に持続可能な社会に資する取組があり、すでにはじまっているものもあります。

例えば、以下のような積極的な環境配慮行動により消費者（住民）の信頼を得て、社会全体の環境負荷低減に貢献し、環境と経済の良好な関係をつくることが考えられます。

- ① 企業は、高い水準の省エネ技術を取り入れた環境負荷の少ない製品を開発することが消費に結びつくとともに、企業の社会的責任(CSR)*を果たし、共通価値の創造(CSV)*に取り組むことで、投資家などの信頼を獲得し、ESG投資*を呼び込み、また、さらなる技術革新を通じて、社会に貢献していく
- ② 持続可能な社会を意識し、環境に配慮した行動を実践する人が増えると、ごみの減量や省資源につながるだけでなく、この考え方を活かしたレンタル産業やリユース産業、シェアリング・エコノミー*が発展して新たな雇用を生み出したり、フリーマーケットやフリマアプリの活用といった個人間の交流を通じたシェアやリユースなどにより、社会全体の環境意識が高まっていく
- ③ 営農と農地上部での発電を両立して行う「営農型太陽光発電*」によって、作物の販売収入のほか、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用などによる農業経営がさらに改善されていくのに加え、荒廃農地の解消にも活用されていく

◆ 脱炭素社会を実現する

地球温暖化は、平均気温の上昇や台風の相次ぐ接近・上陸など気候変動の要因とされ、本道においてもその影響が既に顕在化しており、今後、さらに幅広い分野への影響が懸念されています。

また、北海道は、寒冷地であるため、冬季における暖房などの灯油の使用量が多いことや、広域分散型で自動車への依存度が高いことから、家庭や自動車などから排出される温室効果ガスの排出量割合が全国と比べて高い状況となっています。

このため、道民や事業者、自治体など各主体と脱炭素化の視点を共有し、より一層連携・協働し、省エネに関する取組の促進のほか、恵まれた自然環境や豊富な再生可能エネルギーの活用、本道の特徴や優位性を活かした環境イノベーションの実現・展開などに取り組み、温室効果ガス排出量と森林等の吸収量が均衡する脱炭素社会（ゼロカーボン北海道）を実現していくことが重要です。

第2章 施策の展開（施策の基本的事項）

本章では、第1章で掲げている2050年（令和32年）頃を展望した将来像の実現に向け、計画期間（概ね2030年度（令和12年度）まで）に実施する施策の基本的事項を示します。

まず、今後の環境政策の基本的な考え方として、本章1に「環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方」を記載しています。

本章2では、環境分野のみならず、分野が複数にまたがる「分野横断の取組」について記載しています。

本章3「分野別の施策の展開」の構成としては、環境政策の分野ごとに、まず、将来像である2050年（令和32年）頃の「めざす姿」を掲げています。

次に、これまでの改定計画の点検・評価の結果などを踏まえ、主な「現状と課題」を示した上で、めざす姿の実現のための施策展開における「基本的方向性」や、目標の達成状況や施策の進捗状況を表す「指標群」を掲げるとともに、道民や事業者など各主体が取り組む主な事項を「各主体の取組方向」として記載しています。

最後に、今後展開する「道の施策」について体系を示したうえで、各施策ごとにその基本的な方向と主な取組を記述しています。

<全体の施策体系と個別計画・関連計画等>

施策体系については、第1章1（5）で計画が対象とする環境施策の範囲として掲げた「地域から取り組む地球環境の保全」、「北海道らしい循環型社会の形成」、「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「安全・安心な地域環境の確保」の4分野と、環境に関わる「共通的・基盤的な施策」の5つに整理してまとめています。

なお、各分野においては、この第3次計画が示す施策の基本的事項に沿って、「地球温暖化対策推進計画」「気候変動適応計画」「循環型社会形成推進基本計画」「生物多様性保全計画」「環境教育等行動計画」という5つの個別計画を策定しており、環境基本計画と連携して具体的な政策を推進することとしています。

このほか、環境政策については多数の関連計画等が策定されており、施策の推進にあたっては、これらの関連計画等との調和を図ることとします。



図2-1 施策体系と個別計画・主な関連計画等



図2-2 施策体系と個別計画・主な関連計画等（続き）

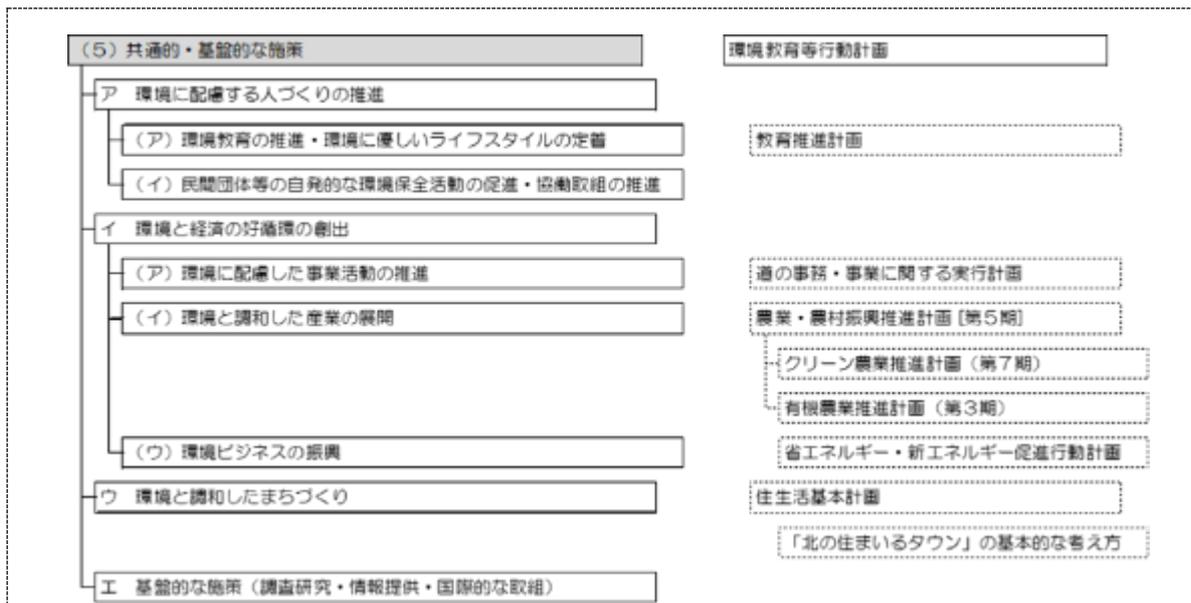


図2-3 施策体系と個別計画・主な関連計画等（続き）

<指標群>

これまでの改定計画では、一律の「指標」ではなく、階層構造を持った「指標群」という考え方を導入しました。[第3次計画]においてもこの考えに基づき、目標の達成状況及び施策の進捗状況の把握を行っていくこととします。

表2-1 指標群の考え方

	区 分	役 割	目標値
指 標 群	指 標	目標の達成状況を示す	有
	個 別 指 標	目標の一部の達成状況を示す	有
	補 足 データ	個別施策の進捗状況を把握する また、目標の達成状況の評価を補足し、今後の施策の方向性などの分析に使用する	無

※ 役割や性質が「指標」や「個別指標」にあたるデータであっても、継続的把握や目標値設定が困難な場合は補足データと位置付けます。

※ 「指標」や「個別指標」に設定する目標値については、個別計画や関連計画等での目標値の変更や状況の変化等を勘案し、必要に応じ柔軟に見直します。

※ 「補足データ」については、点検・評価の機会などを通じ随時見直し（追加、廃止、変更）を行います。

1 環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方

- 環境・経済・社会が相互に関連する中で、施策の推進にあたっては、複数の異なる課題を同時に解決し、環境・経済・社会を統合的に向上させていくことが必要です。
また、SDGs の考え方も踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要です。
- 環境・経済・社会の統合的向上を具体化する方法の1つとして、各地域が持つ特性を活かし、地域ごとの資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、各地域の特性に応じて近隣地域等で補完し、支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことは、持続可能な地域づくりを行う上で、重要な事項です。
- 具体的には、北海道は、世界自然遺産の知床をはじめとする、世界がうらやむようなすぐれた自然を有していることに加え、この自然が四季折々の姿を変えることで、何度訪れても魅力的な場所として国内外から多くの方が観光のために訪れています。また、風力やバイオマスなどの自然を活用した再生可能エネルギーが豊富に賦存しており、このような自然を活かした取組を強化することで、地域を活性化させることができます。
一方、地域の活性化に伴って、働き手の不足、温室効果ガス排出量の増加やごみ排出量の増加などの環境問題や住宅の確保といった課題も増えていくことが予想されます。その際は、近隣都市部との連携を図り、人材の確保、環境に配慮した機器の導入や地域でのごみ焼却エネルギーの有効活用、空き家の有効活用やリノベーションにより課題の解決につなげるなど、各圏域において地域の強みを活かし、互いに補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造し、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことが重要となります。

2 分野横断の取組

環境・経済・社会が相互に関連する中で、特定の分野の施策によって、複数の異なる分野の課題も同時に解決していくことが求められており、以下のような分野横断的な取組が重要となります。

◆ ESG 投資など経済システムのグリーン化の促進

環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する ESG 投資は、多くの資産所有者や資金資産運用機関の間に浸透してきており、今後拡大していくことが予想されています。

今後は、投資家など関係者に対して、ESG 投資を通じて持続可能な社会づくりに貢献できることなど、経済システムのグリーン化が複数課題の同時解決に寄与することについて理解を促し、経済のあり方を持続可能にしていきます。

◆ 人材の育成

環境・経済・社会の関係性を理解する人材を育成することで、持続可能な地域をつくる基礎となり、さらには、他地域などの様々な関係者とネットワークをつなげることで相乗的な取組を促進します。

◆ ICT の活用

ICT を活用した働き方を促進することで、環境保全効果が期待されるとともに労働生産性の向上が期待されます。例えば、テレワークにより、通勤に伴う二酸化炭素排出量が削減されると同時に仕事と育児・介護の両立が実現します。また、ペーパーレス化により、省エネルギーや省資源につながると同時に業務の省力化につながります。

◆ 新型コロナウイルス感染症流行を契機とした新しいライフスタイルの導入

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、自転車通勤等への転換に伴う二酸化炭素排出量の削減や自然豊かなリゾート地で休暇を取りながら仕事を継続するワーケーションの活用による自然とのふれあいの促進など新しいライフスタイルの導入が期待されます。

3 分野別の施策の展開

- 環境政策の中には、課題等の状況を踏まえ対応を急がなければならないものや、北海道らしさを発揮するという観点で特に重要なもの、環境のみならず社会情勢の変化も踏まえて総合的に取り組む必要があるものがあります。
- そこで、それらの課題等を解決するため、限られた資源を優先的に投入し、道の関係部局が連携して取り組むことが必要な事項を、重点的に取り組む事項として、**重**マークを付して掲載しています。

＜重点的に取り組む事項の選定の視点＞

- ① 緊急性 環境や社会情勢の状況等を踏まえ、特に早急に対応を図る必要があるもの
- ② 独自性 本道の特徴や強みを活かして北海道らしさを発揮するもの
- ③ 総合性 人口減少などの喫緊の社会的課題も勘案し、分野横断的に施策を展開することにより、相乗効果を発揮するもの

- また、SDGs の考え方を踏まえ、環境・経済・社会を統合的に向上させていくことを施策の推進にあたっての基本的事項と位置付けていることから、各分野の施策とSDGsの目標との関係がわかるよう、各分野と関連するゴールを掲載しています。各分野の施策の推進を通じて、関連するSDGsのゴールの達成に貢献することができます。



（1）地域から取り組む地球環境の保全



めざす姿（あるべき姿のイメージ）

街には、生活に必要な機能がコンパクトに集積し、再生可能エネルギーや水素エネルギーを活用した電力が、マイクログリッド化した配電網などを通して、効率的に供給されています。そして、EVやFCVなどのゼロエミッションビークルの利用やICTを活用したテレワークが一般的になるなど、環境に配慮した暮らし・働き方へと変わっています。また、ZEH・ZEB化された建築物が建ち並び、環境にやさしく、快適な空間が創られています。このように、人々のライフスタイルや企業の経済活動は、化石燃料に依存しない形へと変化しており、北海道における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、森林等による吸収量と均衡するほど大幅に減少しており、実質ゼロになっています。

一方、農山漁村では、地域の人々に、「関係人口」と呼ばれる、地域に多様に関わる人たちも加わり、自然の恵みを上手に受け取るスタイルが根付き、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入が進み、地域の活性化につながっています。

環境に配慮した持続的な農林水産業を営むとともに、農産物等の地産地消が進むことなどによって、農地や森林の適切な保全・整備が進み、それにより生物多様性が保全されるとともに、保安林はもとより、農地や森林などが持つ多様な公益的機能がより一層発揮されています。また、平時は農地や生き物を育む場となり、緊急時には増水を受け止める氾濫原となる遊水地のような、生態系を活用した防災・減災が積極的に取り入れられています。

海外や国内の他地域に依存する資源の利用を極力抑えながら、都市、そして農山漁村が各地域の特性を活かした資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、お互いを補完し合い、都市も農山漁村も活かす地域循環共生圏が形成されています。

現状と課題

【地球温暖化】

（温室効果ガスの排出）

- 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、オフィスや店舗などの民生（業務）部門における電力消費量や、電源構成における火力発電の割合が増加したことなどにより、基準年に比べ増加しており、近年、減少傾向にあるものの、減少率は全国を下回っています。（図2-1-1参照）

＜温室効果ガス排出量（単位：万 t-CO₂）＞
 《北海道》H2：6,582 → H25：7,345（+11.6%）→ H28：7,017（+6.6%）
 《全 国》H2：127,500 → H25：141,000（+10.6%）→ H28：130,800（+2.6%）
 ※ カッコ内は基準年（1990年（平成2年））からの増加率

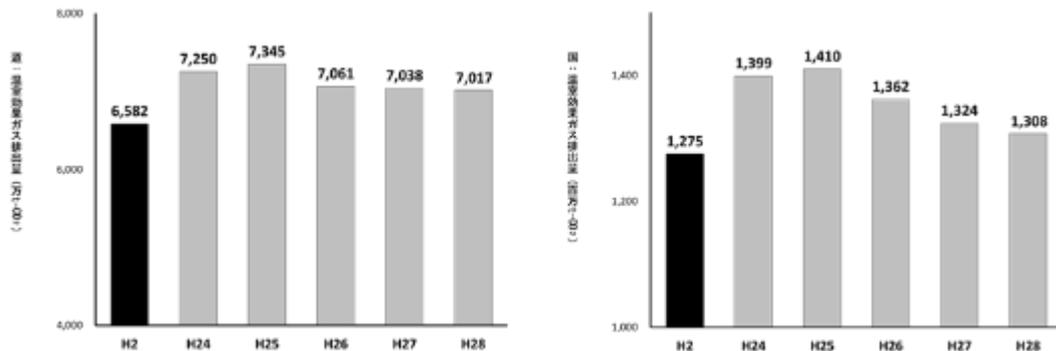


図2-1-1 北海道と全国の温室効果ガス排出量

- また、二酸化炭素については、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、民生（家庭）部門や運輸部門からの排出割合が全国に比べ高く、道民一人当たりの排出量も全国を上回っています。（図2-1-2参照）

＜一人当たり二酸化炭素排出量（単位：t-CO₂/人）＞
 《北海道》H2：9.6 → H24：11.9 → H28：11.6
 《全 国》H2：9.2 → H24：10.0 → H28：9.5



図2-1-2 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量構成比（平成28年度）

- 2050年（令和32年）までの温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けては、長期的な視点に立って、恵まれた自然環境や豊富な再生可能エネルギーの活用、本道の特徴や優位性を活かした環境イノベーションの実現や展開などに取り組むことが重要です。

- 道民、事業者、市町村などの各主体と2050年（令和32年）に向けた長期的な視点を共有し、「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき、本道の優位性や特徴を活かした様々な取組を進める必要があります。

（エネルギー利用）

- エネルギー需要は横ばいで推移していますが、全国に比べ石油への依存が高いことが特徴です。

このため、省エネルギーの取組や、太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスや雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した再生可能エネルギーの利用を積極的に進めるとともに、化石燃料に頼らない生活様式や事業活動の展開を図ることが求められています。

なお、再生可能エネルギーの開発にあたっては、風力発電におけるバードストライクなどの環境影響を適切に評価するとともに、開発に伴い、豊かな自然環境や良好な景観が損なわれるといった環境影響の回避・低減に取り組むことも必要です。

- また、道は、水素社会*の実現に向けた「北海道水素社会実現戦略ビジョン」を策定しています。

水素は、利用段階で二酸化炭素の排出がなく、再生可能エネルギーからも製造でき、本道の優位性を活かせることから、水素社会の実現に向けた取組を加速させていくことにより、二酸化炭素排出量の削減に加え、エネルギーの地産地消や地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を図る地域循環共生圏の構築に資することが期待されます。

（森林等における吸収源対策）

- パリ協定では、二酸化炭素の吸収源として森林の適切な管理などによる吸収量の算入が認められており、全国の22%を占める本道の森林を適切に整備・保全することは、地球温暖化対策として重要です。

このため、森林や木材がもつ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮や、木質バイオマスのエネルギー利用による二酸化炭素の排出削減をより一層推進することが求められています。

また、農地土壌や都市緑地などにおける吸収源対策を進めることも必要です。

（適応策）

- 温室効果ガスの排出抑制策、いわゆる「緩和策」がとられたとしても、気候システム*の温暖化により、様々な気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、近年では、台風の上陸・接近や短時間強雨が頻発しており、これらは地球温暖化などの気候変動が一因とも考えられ、日常生活や産業、自然生態系など幅広い分野に影響を及ぼすおそれがあります。

このような影響に対して、自然や社会のあり方を調整し、気候変動への「適応」を進めるため、本道の特徴を踏まえた総合的かつ計画的な取組の推進が求められています。

【その他の地球環境保全】

（オゾン層保護）

- オゾン層破壊物質であり、強力な温室効果ガスでもあるフロン類については、各種の法

律により、大気中への放出禁止や、カーエアコンや家庭用冷蔵庫からの回収等が義務づけられています。また、許可を受けた業者により回収され、破壊処理が行われています。

（酸性雨）

○ 観測結果では、酸性の降雨が確認されているものの、湖沼や森林等の生態系への明らかな被害は認められていません。

しかしながら、今後とも継続して実態調査を行い、変化の動向を注視していく必要があります。

（海洋汚染等）

○ 周辺海域においては、深刻な海洋汚染は生じていません。

しかし、船舶の事故等により大量の油が流出した際には海岸に漂着し、海洋に生息する生物だけでなく、海洋や海岸を利用する鳥類や海浜植物なども含め広く自然生態系への影響が懸念されています。

また、海に囲まれた本道では、流木、プラスチックごみといった漂着物・漂流物が多く見られ、道、市町村、民間団体等により、国の補助制度を活用した海岸漂着物の回収・処理や清掃活動が行われていますが、漁業や景観等への影響が生じていることから、良好な景観や環境の保全を図るため、関係機関と連携して引き続き海岸漂着物の回収処理を行うほか、陸域からのごみの流出状況を把握するための詳細調査を実施するなど、発生抑制対策を推進する必要があります。

地球環境保全に関する施策の基本的な方向性

- ① 省エネルギーの徹底やエネルギーの効率的利用により、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制する
- ② バイオマスや風力などの利活用による再生可能エネルギーの導入を推進する
- ③ 化石燃料への依存の少ないライフスタイルや事業活動への転換を推進する
- ④ 森林等における二酸化炭素吸収源対策を推進する
- ⑤ フロン類の管理の適正化などを推進する
- ⑥ 自然や社会のあり方を調整し、気候変動の影響に適応する

地球環境保全に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
温室効果ガス排出量	7,345 万 t-CO ₂ (H25)	4,794 万 t-CO ₂ (R12)	①②③⑤
新エネルギー*導入量 発電分野（発電電力量）	8,611 百万 kWh (H30)	14,998 百万 kWh (R12)	②
新エネルギー導入量 熱利用分野	14,713TJ (H30)	20,960TJ (R12)	②

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
森林の蓄積と 地球温暖化防止機能	蓄積 782 百万 m ³ 炭素貯蔵量 310 百万 t-C 相当 (H27)	蓄積 835 百万 m ³ 炭素貯蔵量 329 百万 t-C 相当 (R8)	④

《補足データ》

名称	関連施策	関連方向性
一人当たりの二酸化炭素排出量	ア（ア）	①③
部門別二酸化炭素排出量	ア（ア）	①③
環境効率性	ア（ア）	①③
低公害車の普及台数	ア（ア）	①③
産業部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
家庭部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
業務部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
運輸部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	イ	⑤

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- 適切な冷暖房温度の設定や節電、エコドライブの実践、公共交通機関の利用など、日常生活において環境への負荷の少ない行動を心がけます。
- 省エネ・再生可能エネルギー関連機器・設備の購入、環境負荷の少ない商品やサービスの選択など、環境に配慮した消費活動を実践します。

《事業者》

- 省資源や省エネ、未利用エネルギーの利用を進めるほか、環境への負荷の少ない製品や商品の製造販売、技術開発に努めるなど、環境に配慮した事業活動を進めます。
- エコドライブによる環境への負荷の少ない運転や、環境に配慮したオフィス活動の実践について、従業員等に対する教育を進めます。

《NPO等の民間団体》

- 省資源・省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入促進、緑化活動など、住民等の参加・協力のもと、地域の中心となって環境保全活動に取り組みます。

《市町村》

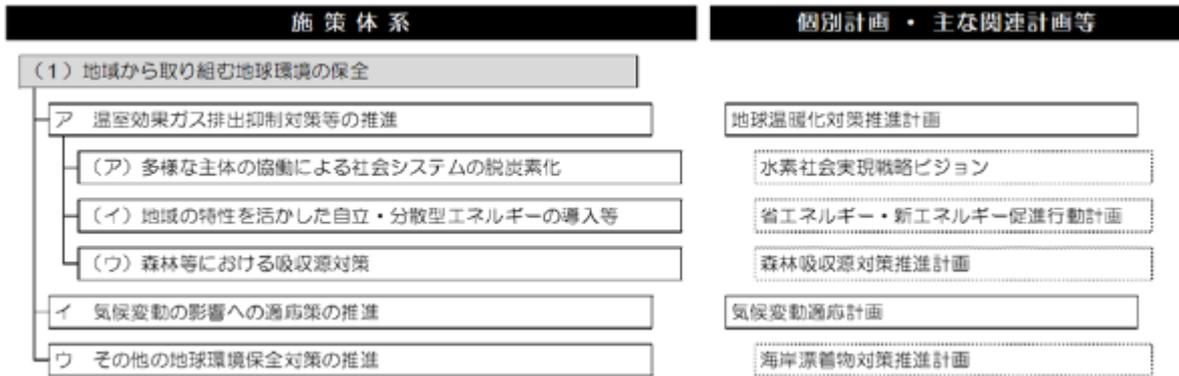
- 省資源や省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入など事務や事業における環境への配慮に率先して取り組みます。
- 森林や緑地の保全・整備、市街地の緑化活動を推進します。

道の施策

〔施策の体系〕

施策体系のうち、「温室効果ガス排出抑制対策等の推進」及び「気候変動への適応策の推進」については、これらの分野の個別計画である「地球温暖化対策推進計画」及び「気候変動適応計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。

また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



〔施策の方向〕

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

(ア) 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

- 環境・経済・社会の統合的向上による脱炭素社会の実現に向け、様々な主体と「2050年までのゼロカーボン北海道の実現」という目標を共有しながら協働し、社会システムの脱炭素化に向けた取組を総合的に推進します。

＜主な取組＞

- ・地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス*向上の同時達成を目指し、地域資源を最大限活用した「地域循環共生圏」の創造を促進します。
- ・地球温暖化防止活動推進員の派遣や、省エネに関する普及啓発を行い、脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促します。
- ・各主体による再生可能エネルギーの導入拡大や次世代自動車*の普及を促進します。
- ・エネルギーの見える化やエネルギーマネジメント*により、エネルギー利用を最適化する取組を促進します。
- ・省エネ性能等に係る一定の技術水準を有する道内の住宅事業者を登録するとともに、住宅の省エネ性能等を評価した結果などの情報を消費者へ分かりやすく表示する「きた住まいる」の普及を図ります。
- ・住宅や建築物の省エネ化に向けて、ZEH、ZEBの普及を促進します。
- ・物流の脱炭素化に向けて、複数事業者間の連携・協働により、トラック輸送から鉄道輸送への転換といったモーダルシフトや積載率の向上など物流全体の効率化を図ります。
- ・コンパクトなまちづくりを促進するなかで、冷暖房等の熱エネルギーの効率化や自立・分散型のエネルギーシステムの導入によるレジリエンス向上、市街地周辺の農地や林地などの緑地の保全といった環境負荷の小さい都市の実現を図ります。
- ・環境と経済が好循環するグリーン社会の実現に向け、北海道の特徴や優位性を活かしたイノベーションの実現・展開、ESG投資の普及拡大に取り組むとともに、脱炭素ビジネスの創出を図ります。

- ・地産地消を基本とした水素サプライチェーン*の構築、水素を利用した脱炭素で災害に強い安全・安心な地域づくり及び水素関連産業の創出、育成・振興を推進します。

（イ）地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等

- 太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス、雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入等を進めます。

＜主な取組＞

- ・地域における新エネルギー導入の加速化を図るため、道の支援を強化するとともに、市町村などによる導入推進の取組を支援します。
- ・自立・分散型のエネルギーシステムの導入を推進するため、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー関連設備の整備を促進します。
- ・水素社会の形成に向け、産学官で連携し、普及啓発や導入拡大などの取組を進めます。
- ・バイオマスや地中熱などの再生可能エネルギーを活用した熱利用設備の普及に取り組みとともに、地域の特性や熱需要に応じ、再生可能エネルギーを活用した熱を街区など一定の地域で面的に供給するシステムの導入にあたっては、公共施設の建替えや市街地再開発といったまちづくりの取組との連携を促進します。
- ・再生可能エネルギーの低コスト化や出力変動に対応する調整力に関する技術など、先端技術の開発・活用に向け、国等の実証事業などのプロジェクトの誘致を進めます。

（ウ）森林等における吸収源対策

- 「森林吸収源対策推進計画」に基づき、森林の整備や保全を着実に進めるとともに、地域材の利用を促進し、森林や木材が持つ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮を図るなど、森林における吸収源対策を推進します。

＜主な取組＞

- ・森林による二酸化炭素吸収量の確保に向けて、間伐や伐採後の着実な再造林など適切な森林の整備・保全を総合的に推進します。
- ・木材や木質バイオマスの利用は、建築物等での炭素の固定や、化石燃料の代替として二酸化炭素の排出抑制に大きな役割を果たすことから、地域材の利用の促進や木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- ・森林づくりや木材の利用に対する道民の理解を促進するとともに、あらゆる世代の方々が森林や木材にふれあう機会の確保を図るため、木育*活動を全道に広げ、道民参加の森林づくり等を推進します。

- 都市公園の整備等による都市の緑地の保全や、農地土壌の適切な管理といった吸収源対策を推進します。

イ 気候変動への適応策の推進

- 気候変動により想定される災害、食料、健康などの様々な面での影響への適応を進めるため、関係機関と連携を図りながら、「産業」、「自然環境」、「自然災害」及び「生活・健康」の4つの分野について重点的に取り組むとともに、情報収集や普及啓発等を行うことにより、北海道における気候変動への適応策を推進します。

また、必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応センター」機能を確保します。

ウ その他の地球環境保全対策の推進

- 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進します。

＜主な取組＞

- ・「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者や充填回収業者などに対し、監視・指導を行います。
- ・定期的な点検の実施や廃棄時のフロン類回収の仕組みなどについて、関係者の意識向上に向けた普及啓発を行います。
- ・関係機関と適正管理に関する現状・課題を共有し、フロン類の排出抑制対策を推進します。

- 酸性雨や海洋汚染、漂着ごみなどの広域的な環境問題に対応するため、国等と連携し適切なモニタリング・調査研究等を行います。

＜主な取組＞

- ・「海岸漂着物対策推進計画」に基づき、多様な主体の適切な役割と連携の確保を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を進めます。

（2）北海道らしい循環型社会の形成



めざす姿（あるべき姿のイメージ）

人々には、地球規模での社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援する消費活動が定着しているとともに、持続可能な自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、できるだけごみを出さない、物を修理して大切に使う、ごみの分別をしっかりとするといった環境に配慮した生活を実践する習慣が身についています。

企業は、自らの事業が持続可能な社会づくりに貢献する可能性と社会的責任の重要性を認識し、事業活動や製品のライフサイクルを通じた環境負荷を可能な限り低減し、廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が社会の中に定着しています。

家畜ふん尿や林地未利用材などバイオマスの利活用が定着し、農林水産資源が持続可能な方法で利用されるとともに、既存産業の技術基盤の活用や、従来のものとは根本的に異なる技術によるイノベーションの創出により、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大するなど様々な物質・エネルギーの循環も良好に保たれています。

現状と課題

【循環型社会の形成】

（3Rの推進）

- 一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3Rの進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は未だに全国平均を上回っており、さらなる排出抑制に取り組む必要があります。（図2-2-1及び図2-2-2参照）

<一人1日当たりのごみ排出量（単位：g/人・日）>
 《北海道》H24：1,004 → H30：969 【全 国】H24：964 → H30：918
 <一般廃棄物のリサイクル率（単位：%）>
 《北海道》H24：23.6 → H30：23.9 【全 国】H24：20.5 → H30：19.9

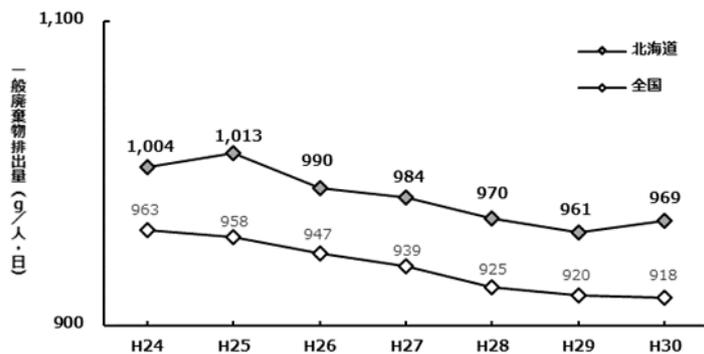


図2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量

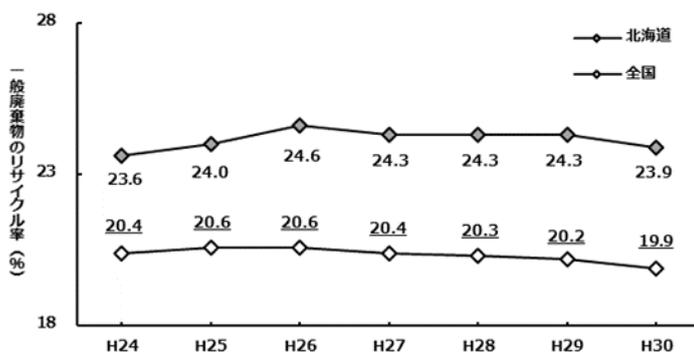


図2-2-2 一般廃棄物のリサイクル率

- 全国の排出量の約1割を占める道内の産業廃棄物排出量のうち、半分を占めるのが家畜ふん尿で、次いで製造業や下水道業などから排出される汚泥が多くなっています。(図2-2-3参照)

また、再生利用率は全国平均を若干上回っていますが、最終処分量の多い汚泥やがれき類などについては、さらなる再生利用の取組が必要です。(図2-2-4参照)

<産業廃棄物排出量(単位:万t)>
 《北海道》H24:3,875→H29:3,874 【全 国】H24:37,914→H29:38,564
 <産業廃棄物の再生利用率(単位:%)>
 《北海道》H24:55.9→H29:55.5 【全 国】H24:55→H29:53

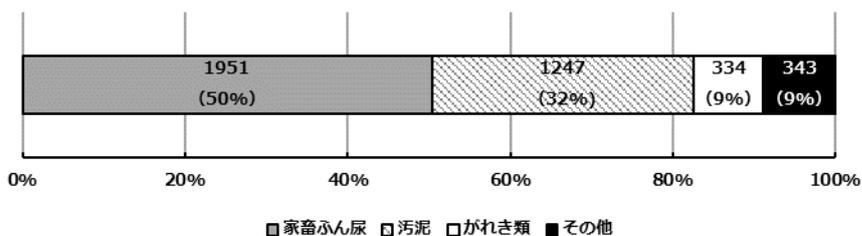


図2-2-3 北海道の産業廃棄物の種類別排出量(総排出量:3,874万t(H29))

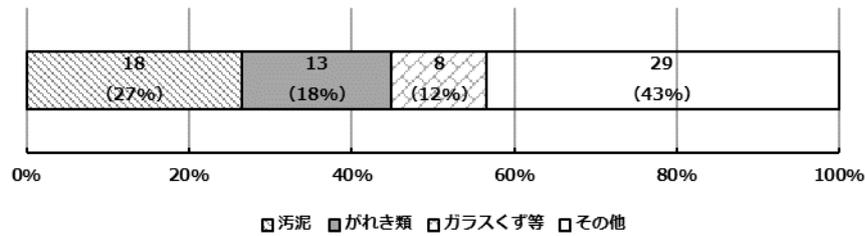


図2-2-4 北海道の産業廃棄物の種類別最終処分量（総処分量：68万t（H29））

- 3Rの推進にあたっては、2R（リデュース・リユース）を優先した取組を強化するとともに、循環の質にも着目し、循環資源のエネルギー源への活用や複合的利用などにより資源としての価値を最大限に活用することが重要です。
- 一方、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されていることから、国では、「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定してプラスチック資源循環と海洋プラスチックごみ対策を総合的に推進しており、道でも、「プラスチックとの賢い付き合い方」を道民、事業者呼びかけるなど、道内のプラスチック資源循環に取り組んでいるところですが、今後においても、3Rのさらなる徹底やごみの減量化に対する意識の向上に向けた普及啓発などによりプラスチックごみの排出抑制を図る必要があります。

（廃棄物の適正処理）

- 循環型社会の形成を阻害する廃棄物の不法投棄や不適正処理は、依然として後を絶たない状況にあります。
不法投棄などは、その未然防止や長期化させないための早期発見・早期対応が重要です。
- PCB廃棄物については、国が中間貯蔵・環境安全事業株式会社による全国5か所の拠点的広域処理施設における処理体制を構築しています。
北海道では、室蘭市において、道内外のPCB廃棄物を処理することとしており、処理期限は2022年度（令和4年度）まで（一部は2021年度（令和3年度）まで）に処理を完了する必要があることから、今後とも2017年（平成29年）3月に変更した「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、情報公開を基本に安全な処理事業を推進するとともに、関係機関との連携強化、調査等による実態把握や立入検査等の権限を有効に活用して、処理期限内の確実かつ適正な処理を推進していく必要があります。

（バイオマスの利活用）

- バイオマスの有効利用は、循環型社会の形成はもとより、地球温暖化の防止や自立・分散型エネルギーの導入により、地域のエネルギー収支を改善するとともに、リサイクル関連産業をはじめとした地域産業に寄与し、地域活性化につながっていくこと、また、取組を通じ、地域循環共生圏の形成に貢献することが期待されています。
豊かな農林水産資源を有する本道では、家畜ふん尿をはじめ多様なバイオマスが豊富に賦存していますが、地域に偏在していることや、種類毎に存在形態が多様であること、賦存量が豊富にあっても基幹系統などの送電系統の容量の不足から利活用が進まないとい

った課題があることから、地域のバイオマス資源の賦存状況や事業者・住民等のニーズに応じた利活用手法を選択し、きめ細やかに対応していくことが重要です。

（循環型社会ビジネスの振興）

- 資源の有効利用に資する技術や製品、サービスを提供する循環型社会ビジネスの振興は、市場の中で効率的に3Rの取組を進めるために重要です。

循環型社会ビジネスの展開にあたっては、地域住民等の理解の下、動脈産業と静脈産業の緊密な連携により、循環資源製品の生産・供給システムの強化、製品の利用促進を図り、循環の輪をつなぎ広げていくことが必要です。

循環型社会の形成に関する施策の基本的方向性

- ① 廃棄物等の発生・排出を抑制し、循環資源の循環的利用を推進する
- ② 廃棄物の適正処理を推進する
- ③ 廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用を推進する
- ④ リサイクル関連産業を振興し、循環型社会ビジネス市場の拡大を図る

循環型社会の形成に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
循環利用率	15.7% (H29)	17% (R6)	①
最終処分量	100万t (H29)	82万t以下 (R6)	①
廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)	89.8% (H28)	90% (炭素換算) (R4)	③
未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)	71.5% (H28)	70% (炭素換算) (R4)	③

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)	961g/人・日 (H29)	900g/人・日 (R6)	①
産業廃棄物の排出量	3,874万t (H29)	3,750万t以下 (R6)	①
一般廃棄物のリサイクル率	24.3% (H29)	30% (R6)	①
産業廃棄物の再生利用率	55.5% (H29)	57%以上 (R6)	①

《補足データ》

名称	関連施策	関連方向性
資源生産性	ア	①
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	イ	②
廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③
未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③
バイオガスプラント施設数	ウ	③
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	ウ	③
認定リサイクル製品数	エ	④
グリーン購入*の全庁的实施市町村数	エ	④

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・ものを修理するなど大切に使うとともに、買い物時のレジ袋の辞退、詰替製品の選択やレンタル品の活用、エコクッキングの実践など、ごみの発生が少ない生活を心がけます。
- ・リターナブル容器使用商品の選択、中古品やリサイクル製品の購入・使用など、再使用や再利用に努めます。
- ・地域のルールを守り、ごみの分別の徹底に努めるほか、不用品を適正なリサイクル店へ引き渡すなど、地域におけるリサイクルの取組を進めます。

《事業者》

- ・製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、製品の長寿命化や包装資材の削減などを進めます。
- ・使用済み製品等の再使用や、再利用しやすい製品等の製造・販売、再利用可能な素材等の使用、回収ボックス等の設置など、再使用や再利用に努めます。
- ・廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用や、リサイクル製品・技術の開発を進めます。
- ・循環的な利用が行われないものについては、排出者責任の原則に基づき適正に処理します。

《NPO等の民間団体》

- ・資源回収やリサイクル、不用品の再利用など、地域住民とも協力して環境保全活動に取り組みます。
- ・フリーマーケット開催などを通じて、住民の3R意識の向上を図ります。

《市町村》

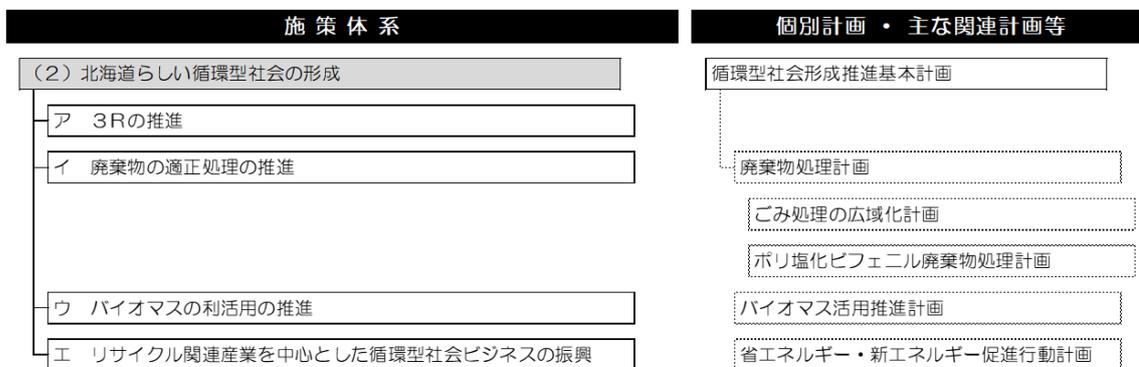
- ・廃棄物の排出が少ない事務・事業の執行や、グリーン購入による環境への負荷の少ない物品や役務の調達など、率先して3Rに取り組みます。
- ・地域特性に応じた3Rの推進や生ごみ等のバイオマスの利活用に取り組みます。
- ・広域化や施設の長寿命化により、効率的な廃棄物処理体制を整備します。

道の施策

〔施策の体系〕

この分野については、個別計画である「循環型社会形成推進基本計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。

また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



〔施策の方向〕

ア 3Rの推進

- 3Rを推進するため、環境に配慮するライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、廃棄物の排出抑制・リサイクルに係る基盤整備を進めるほか、各種リサイクル法に基づき、個別分野のリサイクルを推進します。

＜主な取組＞

- ・「3R推進月間」における各種イベントの開催や、廃棄物の発生・排出抑制に関する模範的取組の表彰（ゼロ・エミ大賞）などにより、3Rに関する普及啓発を推進します。
- ・「循環資源利用促進税」を活用し、排出抑制やリサイクルにかかる技術開発・施設整備などを支援します。
- ・家電リサイクル法や建設リサイクル法といった各種リサイクル法に基づき、循環資源の再生利用等を推進します。
- ・プラスチックごみの排出抑制に向けて、3Rに係る実践行動の定着などの意識向上を図っていきます。

イ 廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう有効な情報提供や技術的支援等を行い、適正処理の徹底や施設整備を促進します。また、大規模災害の発生に備え、災害廃棄物にかかる対策を推進します。

＜主な取組＞

- ・他府県や市町村、NPO 等が行うごみの排出抑止やリサイクルに関する情報収集に努め、「3R ハンドブック」や道のホームページを通して情報提供等を行います。
- ・人口減少社会における持続可能なごみの適正処理に向け、さらなる広域化・集約化を促進するため、市町村と協働で、ごみ処理の広域化計画の見直しを行います。
- ・2018年（平成30年）3月に策定した「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を確保するとともに、市町村に対して計画策定を促進するなど技術的助言を行います。

- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、監視・指導等を行うとともに、優良処理業者を育成し、適正処理を推進します。また、関係機関等との適切な役割分担のもと、PCB廃棄物などの有害廃棄物の適正処理を進めます。

＜主な取組＞

- ・排出事業者、処理業者等に対して、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、必要な指導を行うなどにより適正処理の確保を図ります。
- ・研修会への講師の派遣、各種会議を通じた優良認定制度の普及啓発等により、優良処理業者の育成に努めます。
- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正処理を進めます。

- 不法投棄や不適正処理について、市町村、北海道警察、海上保安庁等の関係機関と連携し、適正処理に関する普及啓発等により未然防止を図るとともに、監視体制を強化して早期発見・早期対応に努めます。

＜主な取組＞

- ・産廃110番や民間事業者との不法投棄等撲滅協定の運用により、不法投棄等の早期発見・早期対応を図ります。

ウ バイオマスの利活用の推進

- 「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、市町村などの取組を促進するとともに、利活用システムの構築や施設整備を支援します。

＜主な取組＞

- ・ワンストップ窓口を活用して、バイオマスの利活用に関する技術・関連制度などの情報提供を行うとともに、関係者間のネットワークづくりを推進し、市町村における「バイオマス活用推進計画」の策定や地域における事業化などを促進します。
- ・家畜ふん尿や、農作物非食用部、木質バイオマス、食品廃棄物など各種のバイオマスの存在形態や地域の状況を踏まえ、効果的な利活用システムの構築や施設整備による自立・分散型エネルギーの活用を支援します。

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

- リサイクル関連産業の創出・育成や再生品の利用拡大・生産拡大の促進などにより、循環型社会ビジネスの振興を図ります。

＜主な取組＞

- ・「循環資源利用促進税」を活用し、廃棄物リサイクルの事業化に向けた実証実験・市場調査、施設整備や技術開発への支援などを行うことにより、リサイクル関連産業を創出・育成します。
- ・「北海道認定リサイクル製品・リサイクルブランド」のPRやグリーン購入の推進により、再生品の利用拡大・生産拡大を促進し、再生品市場の拡大を図ります。

（3）自然との共生を基本とした環境の保全と創造



めざす姿（あるべき姿のイメージ）

一万年以上にわたり北の大地で生活を営んできた縄文の人々など、先人から受け継いできた広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、生活に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物といった豊かな自然が維持されています。人々は、こうした自然とのふれあいを通じて北海道の環境について理解を深め、生態系が産業や暮らしを支えていることを理解し、環境を大切にすることを育んでいます。

世界自然遺産や国立公園、国定公園をはじめとする自然公園などでは、地域毎の自然資源の保全と適正な利用を進めるためのルールが定着し、自然と調和した景観が確保されたまま、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このように、地域の環境特性を十分認識し、そこから得られる便益（生態系サービス）を、持続可能な形で最大限引き出す考え方は、観光業以外の産業や暮らしの中にも広く定着しています。また、これらが魅力となり、関係人口や移住者の増加にも貢献しています。

野生生物は適正に保護管理され、種の保存やジビエ等の利用が図られているほか、地域の生態系の一部として産業や暮らしの中で一定の関わりが保たれることで、生活環境や農林水産業、生態系への被害が低減されるとともに、外来種の影響が理解され、排除を基本とした防除推進はもとより、新たな拡散も抑えられています。

現状と課題

【自然環境等の保全及び快適な環境の創造】

- 生物多様性条約が発効して以来、世界的に生物多様性の保全が重視され、生物種の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るだけでなく、複数の生態系を相互に関連させて保全する生態系ネットワークの形成を図っていくことが求められています。
- 北海道には、国立・国定・道立を合わせて23か所の自然公園があり、その総面積の80%以上は、特に保護を図る必要がある特別地域となっています。（表2-3-1参照）
また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域2か所、自然環境保全地域1か所、自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域7か所など、合わせて約3万haが自然環境保全地域等に指定されています。
本道のすぐれた自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、各種保護地域制度等を活用し、このようなすぐれた自然環境の保全を図っていく必要があります。

表2-3-1 自然公園の指定状況（R元年度末。単位：ha）

区 分	指 定 箇所数	面 積			
		総面積	特別 地域	うち特別 保護地区	普通 地域
国立公園	6	509,558	398,758	89,709	110,800
国定公園	5	212,359	209,207	22,210	3,152
道 立 自然公園	12	146,873	120,135	-	26,738
計	23	868,790	728,100	111,919	140,690

- 道内の湿原は、総面積が全国の湿原の約8割を占めるなど、本道の自然景観を特徴づけており、13か所がラムサール条約の登録湿地となっています。

釧路湿原やサロベツ原野などにおいては、関係機関や民間団体等が連携して、湿原が持つ防災や水質浄化機能にも着目し、自然再生推進法に基づき湿原生態系を再生する取組が進められています。

- 道内の豊かな森林は、ヒグマやシマフクロウなど北海道を代表する野生動物や多数の野生植物の生息・生育地として重要（生物多様性保全の機能）であるほか、木材・林産物の供給（木材等生産機能）、水資源の確保や洪水の緩和（水源涵養機能）、土砂災害の防止（山地災害防止・土壌保全機能）、身近な自然とふれあう場の提供（保健・レクリエーション機能）など、様々な機能を有しています。

このような多面的機能を十分に発揮するため、それぞれの森林に求められる機能に応じて適切に森林を区分し、計画的な森林の保全・整備を進めることが必要です。

- 北海道の海岸は、総延長 3,098km におよび、自然状態が良好に維持されていることが特徴です。海岸やその沿岸の浅海域は、海鳥類や多様な海洋生物の生息・生育地となっており、原生花園などが観光資源としても活用されるとともに、水揚げの大半を支える豊かな漁場として利用されています。

このような自然に恵まれた海岸・浅海域は、引き続きその保全を通じて、豊かな生産性や観光資源の維持に努めていくことが必要です。

- 都市、農村、河川の周辺などに存在する身近な自然については、多様な生物の生息・生育地、あるいは生態系を連結したり、気温の上昇を抑制したりするなどの機能を持つ地域として保全と適正な利用を図り、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要です。

（北海道らしい景観の形成）

- 北海道の景観は、雄大な自然の中で歴史、文化、風土など様々な要因が複合的に関わって生み出されており、広域性と多様性が特徴となっています。

景観に対する道民の関心も高まっており、広域景観づくりなど地域の自然や生活、産業に根ざした北海道らしい景観づくりの推進が求められています。

【知床世界自然遺産】

- 世界自然遺産に登録された知床の類まれな自然環境とこの地域で暮らす人々の文化等を人類共有の財産と位置付け、より良い形で将来に引き継ぐため、道をはじめとした関係行政機関・団体が連携し、道民、来訪者、事業者等が一丸となって、知床の保全や適正な利用を進めるとともに、知床でのすぐれた取組やルールを、他の地域にも波及させることが求められています。

【自然とのふれあいの推進】

- 身近な自然であるみどりや水辺をはじめとした自然とのふれあいは、生活にうるおいややすらぎを与えるものであり、これらの自然と親しむ場や機会の確保が求められています。

- また、近年、自然とのふれあいを求めるニーズの高まりやインバウンドの増加を背景としたアウトドア活動の活発化等に伴い、一部の自然公園では、登山道の浸食や希少な野生植物の踏み荒らしなど、利用者の増加やマナーの低下等に起因する自然環境への悪影響が懸念されています。

自然環境の適正な利用を図るため、観光やアウトドア関連の事業者と連携した取組を進めていくことが必要です。

（動物愛護と管理）

- ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在である一方、動物の飼い方に起因する迷惑問題や安易な飼養放棄などが問題となっています。

動物との正しい付き合い方を理解し、動物とのかかわりを通じて生命尊重の精神を育むことで、人と動物が共生できる社会を構築することが求められています。

【野生生物の保護管理】

- 生物多様性保全の観点から、絶滅のおそれのある希少野生生物の保護や、生態系等への影響が懸念される外来種の防除、野生生物による農林水産業被害の防止・軽減など、自然との共生を基本として、生息・生育状況等の現状把握に努め、適正な保護管理を推進していく必要があります。

（希少野生生物の保護）

- 本道では、日本の中でも特有な生態系とともに特有の生物相が形成されていますが、野生生物の中には、開発などに伴う生息・生育地の改変などにより、絶滅が懸念される種があります。

このため、道では、絶滅のおそれのある野生生物の現状を「北海道レッドデータブック2001」として公表するとともに、生物多様性保全条例に基づき捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」を指定するなど、道内に生息・生育する希少な野生生物の保護を図っており、今後も生息・生育状況等の現状把握に努め、対策を推進する必要があります。

また、絶滅のおそれのある動物の中には渡り鳥など国境を越えて移動するものもことから、国の機関と連携して国際的な協力の取組についても推進する必要があります。

（外来種対策）

- アライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来種は、地域固有の生物多様性をゆがめ、生態系を破壊する要因として、近年、大きな問題となっています。

道では、北海道の外来種リストを「北海道ブルーリスト 2010」として公表しており、生物多様性保全条例に基づく「指定外来種」及び外来生物法に基づく「特定外来生物」を含めた外来種全般に対する総合的な取組を推進する必要があります。

セイヨウオオマルハナバチやアズマヒキガエルなどについては市民活動による防除等の取組が行われていますが、行政と道民等が協働して、こうした外来種の防除等の取組を進めていく必要があります。

（野生鳥獣の保護管理）

- 野生鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の計画的な指定等を進めています。

一方、人間の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしているものがあり、野生鳥獣の適正な保護管理が求められています。

<道指定の鳥獣保護区（2018年度（平成30年度）末現在）> 296か所
総面積 約26万ha

- エゾシカは、生息数の増加により、甚大な農林業被害をはじめ、希少植物の食害や自動車等との衝突事故の発生などを引き起こし、生態系や道民の生活に様々な影響を及ぼしています。

農林業被害額は、2011年度（平成23年度）（約64億円）をピークに減少傾向にあるものの依然として高水準であり、適正な生息数とするための個体数管理に加え、有効活用の促進なども含めた総合的な対策を推進する必要があります。（図2-3-1参照）

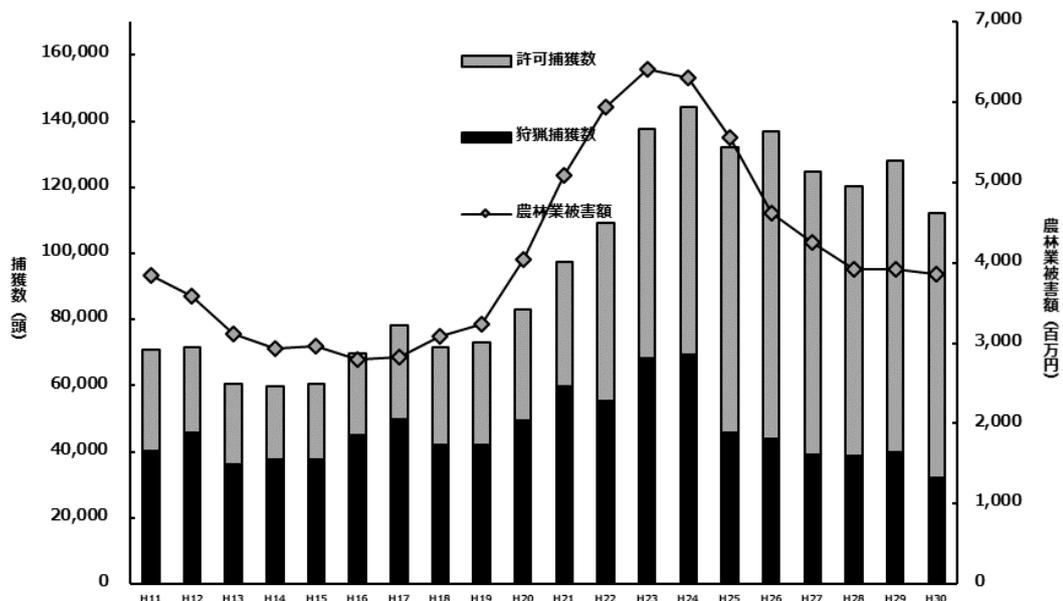


図2-3-1 全道におけるエゾシカ捕獲数と農林業被害額

- 国内では北海道のみに生息するヒグマは、過去に分布域の分断や縮小が起こった地域がある一方で、近年の市街地出没の多発など、生息数の増加や分布域の拡大が示唆される地域があります。

このため、人身被害の防止、人里への出没の抑制や農業被害の軽減を図りながら、地域個体群を存続させることを目的に、総合的な対策を実施していく必要があります。

- 本道周辺のトド、アザラシなどによる漁業被害は2013年度（平成25年度）をピークに減少傾向にありますが、2018年度（平成30年度）においても約14億円を超え、漁業経営に大きな影響を与えています。

一方で、トドやゼニガタアザラシは環境省のレッドリスト*に掲載されるなど国際的に保護の気運も強いことから、トドやアザラシなどと漁業の共存を図るための取組が求められています。

自然環境保全に関する施策の基本的な方向性

- ① 自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する
- ② 森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る
- ③ みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する
- ④ 北海道らしい広域的な景観づくりを推進する
- ⑤ 自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する
- ⑥ 動物愛護精神の普及を図る
- ⑦ 希少野生動植物種の保護管理や、外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の保全を図る
- ⑧ 鳥獣の生息環境の保全や、鳥獣による農林水産業等被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する

自然環境保全に関する指標群

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
犬・ねこの安楽殺処分頭数	1,158 頭 (H28)	579 頭 (R9) 【暫定】	⑥
エゾシカ個体数指数 (東部地域)	92 (H27)	50 (R3)	⑧
エゾシカ個体数指数 (西部地域)	247 (H27)	150 (R3)	⑧

《補足データ》

名称	関連施策	関連方向性
すぐれた自然の面積	ア（ア）	①
森林所有者等が生物多様性の保全のため特に森林の整備・保全を行う面積	ア（イ）	②
一人当たり広域公園面積	ア（ウ）	③
道立公園利用者数	ア（ウ）	③
水辺に親しめる河川空間整備数	ア（ウ）	③
景観行政団体移行市町村数	ア（エ）	④
自然公園利用者数	ウ（ア）	⑤
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	ウ（イ）	①⑤
タンチョウの生息数	エ（ア）	⑦
野生動植物種の目録を作成した分類群の数	エ（ア）	⑦
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	エ（イ）	⑦
エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	エ（ウ）	⑧
エゾシカ個体数指数（南部地域）	エ（ウ）	⑧
エゾシカ推定生息数	エ（ウ）	⑧
狩猟免許所持者数	エ（ウ）	⑧

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・ルールやマナーを守って自然とふれあうとともに、地域の緑化活動など身近な自然を保全する取組に積極的に参加します。
- ・野生動植物の保護に努めるほか、外来動植物やペットを適正に管理します。

《事業者》

- ・開発行為の実施等に当たって、野生生物の生息・生育環境や自然景観などの自然環境に配慮するほか、自然環境の復元や森林・緑地の保全・整備に努めます。
- ・工場や事業所の緑化、ビオトープの創出など身近な自然の保全と創造に努めます。

《NPO等の民間団体》

- ・自然観察会や植樹活動など、道民が自然を守る意識を高める取組を進めるとともに、自然とふれあう機会を提供します。
- ・希少な動植物の保護や外来種の防除、登山道等の整備、美化清掃など自然環境を守る活動に取り組みます。

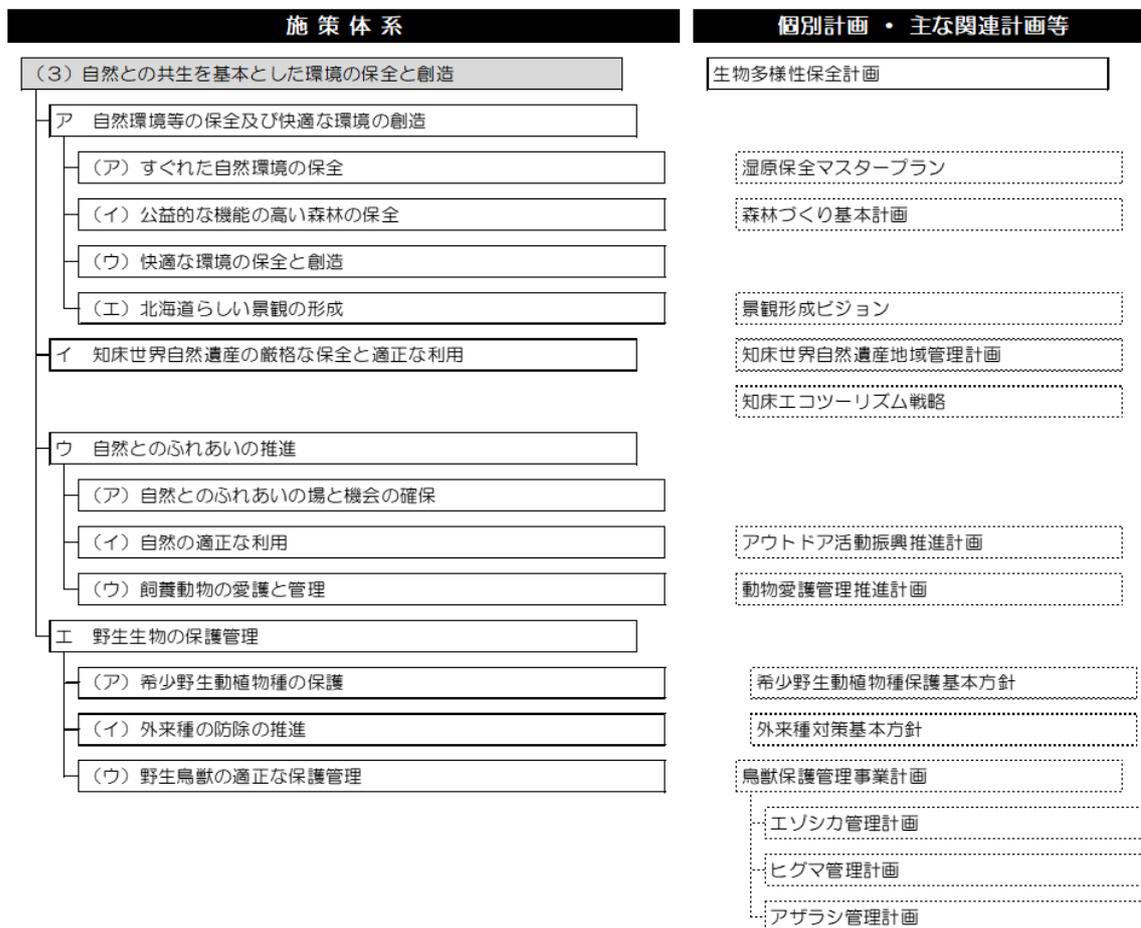
《市町村》

- ・自然環境の現状把握とそれに基づく保全施策の立案・実施や、自然環境への負荷が考えられる各種事業の実施においては、生物多様性の保全への配慮などに努めます。
- ・自然環境に関する情報や、自然とふれあう場・機会を提供するとともに、公園の利用施設の整備や森林の保全・整備などを計画的に進めます。

道の施策

[施策の体系]

この分野のうち、特に「生物多様性の保全」に係る施策については、個別計画である「生物多様性保全計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。
また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



[施策の方向]

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

(ア) すぐれた自然環境の保全

- すぐれた自然環境の保全を図るため、「北海道自然環境等保全条例」に基づき、道自然環境保全地域等の指定や自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います。

<主な取組>

- ・自然保護監視員及び生物多様性保護監視員を配置し、自然公園等における適切な保護管理、監視等を行います。

- 「湿原保全マスタープラン」に基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生法に基づく自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業などを促進します。

(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

- 「森林づくり基本計画」に基づき、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、計画的な森林の整備・保全を進めます。

<主な取組>

- ・道独自に水資源保全ゾーンや生物多様性ゾーンを設定するなど地域の特性に応じた森林計画の策定を進めます。
- ・国有林を管理する森林管理局と緊密な連携を図り、複層林化や針広混交林化など発揮が求められる機能に応じた多様な森林の保全・整備を図ります。

(ウ) 快適な環境の保全と創造

- 生物の生息空間として重要な河川、湖沼、海岸、浅海域など、多様な水辺空間の保全と整備を進めます。

<主な取組>

- ・「北海道の川づくりビジョン」に基づき、多様な植物が育ち、多くの生き物が棲む「生きている川」を目指し、良好な河川環境を保全・復元する川づくりを推進します。
- ・「海岸保全基本計画」に基づき、砂浜の保全や海岸林の整備など自然環境に配慮した海岸づくりを進めます。
- ・生物多様性が豊かで高い生産力に寄与する藻場・干潟の保全活動を支援します。

- 自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、身近なみどりの保全・回復・創造を進めます。

<主な取組>

- ・都市公園、緑地、街路樹等の保全・整備などにより都市緑化を推進します。

(エ) 北海道らしい景観の形成

- 「景観形成ビジョン」に基づき、「美しい景観のくに、北海道」を目指して、自然と調和した良好な景観形成を推進します。

<主な取組>

- ・環境保全の取組による環境と共生した景観づくりを促進します。
- ・史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保存・活用を推進します。

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するとともに、その適正な利用を図るため、関係機関と連携し保全措置や普及啓発を進めます。

<主な取組>

- ・「世界自然遺産・知床の日」を中心に、知床に直接又は間接的に触れ、その普遍的な価値に対する理解を深める機会を提供します。
- ・遺産地域の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的として、関係機関と連携し、知床海洋生態系のモニタリングなどの保護管理措置等を推進します。
- ・知床における観光利用の基本方針である「知床エコツーリズム戦略」を踏まえ、関係機関と連携しながら、遺産地域に関する自主ルールの普及など遺産地域の保全と適正な利用に向けた取組を進めます。

ウ 自然とのふれあいの推進

■（ア）自然とのふれあいの場と機会の確保

- 人々にうるおいややすらぎをもたらす自然とのふれあいを推進するため、ふれあいの場となる利用施設の整備・維持管理や自然体験などの機会の提供を進めます。

＜主な取組＞

- ・各自然公園のすぐれた風景地を保護するとともに、利用者の安全確保及び適正な利用を推進するため、防護柵や木道などの公園施設の整備・補修を進めます。
- ・野幌森林公園や道民の森などを活用し、植樹や自然観察会など自然とふれあうさまざまな機会を提供します。
- ・エコツーリズムやグリーンツーリズム*などの環境負荷の少ないツーリズムを推進します。

■（イ）自然の適正な利用

- 自然環境の適正な利用を図るため、観光・アウトドア関連の事業者とも連携し、普及啓発や人材の確保及び育成を進めます。

＜主な取組＞

- ・自然公園内における現地調査や巡視、公園利用者への指導など、自然環境保全に係る利用指導や普及啓発を進めます。
- ・「北海道アウトドア資格制度」に基づき、安全や自然環境に配慮しながらアウトドア活動の楽しさを伝える「認定ガイド」や「優良事業者」を育成し、その活用を図ります。

（ウ）飼養動物の愛護と管理

- 本道に適した動物愛護管理センターの体制を構築し、「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護に関する普及啓発、特定動物の飼養者による動物の適正管理、一般家庭における動物の適正飼養などの取組を推進します。

エ 野生生物の保護管理

■（ア）希少野生動植物種の保護

- 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などを進めます。

＜主な取組＞

- ・捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」や生息・生育地を一体的に保護する「生息地等保護区」の指定を進めます。
- ・関係機関と連携し、タンチョウの保護増殖を図ります。

■（イ）外来種の防除の推進

- 「外来種対策基本方針」に基づき、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本として、外来種の指定や防除などを推進します。

＜主な取組＞

- ・本道の生物多様性保全に著しい影響を及ぼすものとして生物多様性保全条例に基づき指定する指定外来種の防除の促進に努めるとともに、追加の指定について検討します。
- ・アライグマやセイヨウオオマルハナバチ、ブルーギルなど問題となっている外来種

について、関係機関や民間団体等と連携、協働して防除等の対策を推進します。

㊦（ウ）野生鳥獣の適正な保護管理

- 「エゾシカ管理計画」に基づき、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、個体数管理や有効活用などの総合的な対策に取り組みます。

＜主な取組＞

- ・ 狩猟期間の延長や市町村などによる一斉捕獲の推進、国が創設した「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用した取組など、関係機関との連携による、個体数管理の充実を図ります。
- ・ 消費拡大に向けた「シカの日」の定着促進や、道産ジビエとしてのエゾシカ肉のブランド化に向けた取組など、地域資源としての有効活用を推進します。

- 「ヒグマ管理計画」に基づき、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組を推進します。

＜主な取組＞

- ・ 「ヒグマ注意特別期間」の設定やヒグマに遭わないための基本ルールの周知など、事故防止に向けた情報提供や普及啓発を推進します。
- ・ 個体数動向など生息状況の把握に努め、適正な保護管理を進めます。

- 「アザラシ管理計画」に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るための取組を推進します。

- 「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定や適正な狩猟の管理など野生鳥獣の保護管理に関する基盤的施策を推進します。

＜主な取組＞

- ・ 鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の指定、鳥獣捕獲許可の適正な運用などにより、野生鳥獣の保護管理を進めます。
- ・ 狩猟に伴う事故防止や法令順守など狩猟の適正化を推進するとともに、狩猟者の減少と高齢化に対応するため、人材育成を進めます。
- ・ 人獣共通感染症の発生状況等について関係機関と連携して情報を収集し、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を講じます。

（４）安全・安心な地域環境の確保



めざす姿（あるべき姿のイメージ）

継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言等により、きれいな空気と水が維持され、他の水系に比べ改善が遅れていた湖沼の水質も、改善されています。

森林の水源涵養機能を含め、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環が確保されています。

このように、環境への影響が低減され、健康で安全・安心に生活できる地域環境が確保されています。

現状と課題

【大気・水などの生活環境の保全】

- 大気環境は良好な状態を維持しており、光化学オキシダント*を除き概ね環境基準を達成しています。

なお、光化学オキシダントについては、大陸からの移流などが環境基準達成率の低い原因と考えられていますが、道内の濃度は大気汚染防止法で定める緊急時注意報の発令基準値は下回っています。

また、2009年度（平成21年）9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、大陸からの越境大気汚染の影響などから、道内でも注意喚起を実施する事態が生じており、監視体制の充実等が求められています。

＜環境基準達成状況（2018年度（平成30年度）、短期的評価を除く）＞

- ・二酸化窒素 100%（有効測定局：【一般大気】60局、【自動車排ガス】14局）
- ・浮遊粒子状物質 100%（有効測定局：【一般大気】47局、【自動車排ガス】17局）
- ・二酸化硫黄 100%（有効測定局：【一般大気】58局、【自動車排ガス】1局）
- ・光化学オキシダント 0%（達成局：0局／有効測定局：27局）
- ・微小粒子状物質 100%（有効測定局：【一般大気】14局、【自動車排ガス】8局）

- 道内の河川における環境基準達成率は比較的高くなっていますが、湖沼など閉鎖性水域における達成率は低くなっています。

また、地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などによる汚染が確認されています。

＜環境基準達成状況（2019年度（令和元年度））＞

- ・河川（BOD）97.8%（達成水域 182／類型指定水域 186）
- ・湖沼（COD）54.5%（達成水域 6／類型指定水域 11）
- ・海域（COD）76.9%（達成水域 50／類型指定水域 65）

○ 湖沼などの閉鎖性水域や地下水については、その流動性が低いことなどから水質改善には相当の期間を要するものと考えられています。引き続き継続的な監視や汚染源への規制・指導を実施するとともに、水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたって横断的に施策を展開することが重要です。

○ 騒音に関する環境基準達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音は9割以上、新幹線騒音は7割5分、航空機騒音は5割という状況となっています。新千歳空港・千歳飛行場での航空機騒音については達成できていません。

＜環境基準達成状況（2018年度（平成30年度）（新幹線騒音については2019年度（令和元年度）））＞

- ・一般地域 93.3%（基準達成地点：84地点／測定地点数：90地点）
- ・自動車 97.1%（基準達成住居等 15,712戸／評価対象住居等 16,177戸）
- ・新幹線 75.0%（基準達成地点：3地点／測定地点数：4地点）
- ・航空機 50.0%（基準達成空港・飛行場2か所／測定空港・飛行場4か所）

【化学物質等による環境汚染の未然防止】

○ ダイオキシン類などの化学物質による明らかな環境汚染は確認されていません。今後とも、環境汚染を未然に防止するため、PRTR制度*の円滑な運用などを通じ、排出量の削減や、適切な管理、リスクコミュニケーション*の推進を図ることが必要です。

【その他の生活環境保全対策】

（公害苦情）

○ 地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数は、2005年（平成17年度）の2,466件をピークに減少傾向（2018年度（平成30年度）：1,388件）にあります。

（放射性物質による環境汚染の監視）

○ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、福島県を中心に放射性物質による甚大な環境汚染を引き起こしました。

道でもこの事故を踏まえ、海水や海水浴場、土壌、水道水などの放射性物質のモニタリング調査を行い、その結果について情報提供してきたところです。

放射性物質による汚染への対処やモニタリングは、専門的知見を持つ国が中心となり実施することとされていますが、道としても、道民の安全・安心の確保のため、海産物のモニタリングなどを行っています。

地域環境の確保に関する施策の基本的な方向性

- ① きれいな空気や水を守る
- ② 健全な水循環を確保する
- ③ 静穏な生活環境を確保する
- ④ 化学物質等による環境リスクの低減を図る

地域環境の確保に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
大気環境基準達成率	100% (H30)	100% (R12)	①
水質環境基準達成率	91.2% (H30)	100% (R12)	①②
騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)	一般地域 93.3% (H30) 自動車 97.1% (H30) 航空機 50.0% (H30)	100% (R12)	③

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
化学物質（ダイオキシン類） 環境基準達成率	100% (H30)	100% (R12)	④

《補足データ》

名称	関連施策	関連方向性
地下水環境基準の達成状況	ア（イ）	①②
汚水処理人口普及率	ア（イ）	①②
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	ア（イ）	①②
PRTR 法に基づく届出排出量及び移動量	イ	④
公害苦情件数	ウ	①②③

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・エコドライブの実践、EV やFCV（窒素酸化物や硫黄酸化物排出ゼロ）の導入、未処理の生活排水を河川などに流さないなど、大気環境や水環境への負荷の少ない生活を心がけます。
- ・流域の住民や民間団体などが連携した水環境保全の取組に積極的に参加します。

《事業者》

- ・自らが汚染者になってしまうことを認識し、大気汚染や水質汚濁の原因となる物質の排出抑制や適正処理を推進するとともに、騒音・振動・悪臭の発生を防止するなど、環境への負荷の低減に努めます。
- ・事業で使用する化学物質の情報を提供するとともに、自主管理を強化するなど、環境汚染の未然防止に努めます。

《NPO等の民間団体》

- ・河川周辺の清掃や緑化など、地域の住民等の参加を得て、環境保全活動を実践します。
- ・生活排水対策に関する研修会等を開催するなど、住民の環境保全意識を高めます。

《市町村》

- ・下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を図ります。
- ・交通渋滞の緩和など自動車交通の円滑化を図り、大気汚染や騒音・振動など公害の発生防止に努めます。

道の施策

[施策の体系]

施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



[施策の方向]

ア 大気、水などの生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

- 大気環境についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・助言等により、大気環境の保全を推進します。

<主な取組>

- ・ばい煙発生施設やアスベスト排出作業現場への立入検査等により、固定発生源の監視・指導を行います。
- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、人口密度が高く、工場が集中し、交通量の多

い幹線道路がある地域などを対象に、関係自治体と連携し、測定体制の整備に努めます。

（イ）水環境の保全

- 公共用水域や地下水についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・助言等により、水環境の保全を推進します。

＜主な取組＞

- ・環境基準の類型見直しや、水生生物保全に係る類型指定を進めるとともに、工場・事業場への立入検査等により、発生源の監視・指導を行います。
- ・休廃止鉱山の廃水の監視結果に基づき、必要に応じ鉱害防止対策事業（坑廃水処理・鉱害防止工事（澱物堆積場等））を実施します。
- ・家畜ふん尿の適正な管理・利用の促進や、農地への適正な施肥に向けた取組の指導など、硝酸性窒素等による地下水汚染対策を推進します。
- ・「全道みな下水道構想Ⅳ」に基づき、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽など生活排水処理施設の計画的な整備を進めます。

- 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたって、水資源の確保と保全、水の効率的・持続的な利用などについて、関係者と連携した取組を推進します。

＜主な取組＞

- ・水道水源をはじめとする恵まれた水資源の確保と保全を図るため、水源周辺において適正な土地利用を確保するとともに、森林の持つ水源涵養機能の維持増進など周辺環境保全対策を進めます。
- ・湖沼などの閉鎖性水域の環境保全を進めるため、流域の関係者が連携・協力する流域ネットワークの形成を促進します。
- ・安全で安心な水道水を安定的かつ持続的に供給するため、「北海道水道ビジョン」に基づき、水道事業者等による水道施設の計画的・効率的な更新などを促進します。

（ウ）騒音・振動・悪臭防止、土壌汚染・地盤沈下対策

- 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令に基づく規制地域の指定や、航空機騒音の監視などを行います。

- 土地所有者による汚染土壌の除去等が適切に行われるよう、指導・助言等を進めます。また、地盤沈下が生じるおそれのある地域において状況把握を行います。

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- ダイオキシン類についての継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言、PRTR制度の適切な運用などにより、化学物質等による環境汚染の未然防止を図ります。

＜主な取組＞

- ・PRTR 制度の運用により、化学物質の排出事業者による排出量の削減や適切な管理を促すとともに、化学物質の環境リスクなどに関する情報提供を行い、リスクコミュニケーションの円滑な実施を図ります。

ウ その他の生活環境保全対策

- 公害苦情相談員や公害審査会の設置・運用により、公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めます。

- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく指導や環境モニタリングなど必要な対策を実施します。
＜主な取組＞
 - ・「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」及び「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」に基づき、泊発電所周辺の環境放射線及び温排水の測定を実施し、評価を受け、その結果を公表します。

（5）共通的・基盤的な施策



ここでは、（1）から（4）で掲げる「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」という4つの政策分野のほかに、環境に関わる「共通的・基盤的な施策」を掲げます。

めざす姿（あるべき姿のイメージ）

子供から大人まで、家庭や学校、社会の各場面で環境教育が取り組まれ、また、環境保全活動を行う団体などを中心に、環境への配慮の取組の環が広がっており、一人ひとりが環境への負荷のない生活を心がけるようになっていきます。

企業は社会的責任を持って、自らの事業活動が環境に配慮した内容であることを広く公表し、投資家や消費者の信頼と評価を得ています。そして、経済的利益を得ることで、より一層、環境保全の技術力を高めるなど、新たなビジネスも生み出され、国内外の持続可能な経済活動に貢献しています。

地域の自然が持つ様々な機能を活かした土地利用やまちづくりなどを通して、住民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われています。

このように、全ての人々が企業、団体や行政と互いに連携・協力して、環境と経済、社会が持続的に発展する良好な関係をつくり、その基盤となる恵み豊かな環境を将来にしっかりと引き継ぐことで、自然と共生する大地・北海道を築いています。

現状と課題

【環境に配慮する人づくり】

- 北海道の恵まれた環境を将来に引き継いでいくためには、道民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を持ち、自発的に環境保全に取り組むことが重要です。
- 2019年度（令和元年度）の道民意識調査では、日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合は59.7%となっております。
また、道内においていわゆるNPO法*に基づく認証を取得した団体のうち、活動分野として環境保全を掲げている団体は341団体（2019年度（令和元年度））となっております。
環境に配慮した行動の実践者を増やすとともに、地域団体やNPO法人等による環境保全活動をさらに広げていく必要があります。

<日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合>
 ・H25：76.8% → R1：59.7%
 <NPO 認証団体（NPO 法人）のうち活動分野として環境保全活動を掲げている団体数>
 ・H24：499（団体総数：1,944） → R1：341（団体総数：1,203）

- 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、引き続き、環境教育の機会や場の提供、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の確保及び育成とその活用、環境教育等に関する情報の提供を行い、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ることが必要です。

また、民間団体による自発的な環境保全活動を支援するとともに、社会を構成する各主体がパートナーシップのもとで連携して活動に取り組むことが重要です。

民間団体による自発的な環境保全活動を促進するために設立された公益財団法人北海道環境財団では、環境情報の提供や環境保全活動の支援、各主体間のパートナーシップ形成の拠点となる「北海道環境サポートセンター」の運営など様々な取組を行っており、道も同財団の取組を支援しています。

【環境と経済の好循環の創出】

（環境に配慮した事業活動の推進）

- 環境への関心の高まりなどを背景に、企業の中には、環境問題への取組を含む社会的責任を意識した動きが見られ、ISO14001*、エコアクション21*や北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）*などの環境マネジメントシステム*を導入した事業所数は532（2018年度（平成30年度））となっております。

<道内における環境管理システム認証取得事業所数>
 ・H25：651 → H30：532
 ※ISO14001、エコアクション21、北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証を取得している道内事業所数の合計

- 今後とも、事業者は、法令遵守はもとより、環境と経済の好循環の観点からも、環境負荷の低減や地域における環境保全の取組に積極的に取り組むことが求められています。
 また、行政も各種事業を行う事業者として、環境に配慮した行動を率先して実行する必要があります。

（環境影響評価）

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、適正な環境保全措置を確保するための手続き等を定めた環境影響評価制度については、今後とも、適切かつ円滑な運用を図ることが重要です。

（環境と調和した産業の展開）

- 北海道の基幹産業である農林水産業や観光は、豊かな自然環境を基盤に展開されています。これらの産業が今後とも持続的に発展するためには、環境と調和した産業の展開が求められます。

例えば、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場の提供といった農地や森林、水域などが有する多面的機能を発揮させる取組は、地域の自然環境をより豊かなものとし、その恩恵により農林水産業や観光の一層の発展が期待されます。

また、地場の農林水産物をその地域で販売・消費する「地産地消」や地域の木材を地域で使用する「地材地消*」の取組は、環境への負荷の低減に貢献するだけでなく、安全・安心な食の提供や身近な森林の適切な整備・保全を通じて、多面的機能の維持・増進が図られるとともに、地域の活性化にもつながります。

今後も、このような環境と調和した産業を展開し、環境と産業の好循環を創出していく必要があります。

（環境ビジネスの振興）

- 本道の活性化を図る新たな産業の一つとして、豊富な賦存量を誇る再生可能エネルギーや、農林水産業に由来する大量のバイオマスなどの循環資源を活用する環境産業への期待が一層高まっています。

地域に広がる多様な資源や先進的な技術を活用して、環境産業を育成・振興し、環境と経済の調和をはかることが求められています。

【環境と調和したまちづくり】

- 急速な人口減少や少子高齢化の進行、中心市街地の衰退や耕作放棄地の増大などを背景に、持続可能なまちづくりへの関心が高まっています。

このことから、再生可能エネルギーなどの地域の固有資源の循環利用を、環境配慮や省資源化、コンパクトなまちづくりなどと連携させ、環境と調和したまちづくりを進めることが重要となっています。

【基盤的な施策】

（調査研究等）

- 多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠です。

今後とも、複雑・多様化する環境問題などに対処するため、産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図る必要があります。

（国際的な取組）

- 地球規模の環境問題に対応するため、道としても、国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、環境に関する国際的な取組に協力していくことが求められています。

共通の・基盤的な施策の基本的な方向性

- ① 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する
- ② 環境に配慮したライフスタイルの定着を図る
- ③ 事業者の環境に配慮した行動を促進する
- ④ 道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する
- ⑤ 環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する
- ⑥ 環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する

- ⑦ 地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る
- ⑧ 関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する
- ⑨ 環境保全に資する国際的な取組を推進する

共通的・基盤的な施策に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
「環境配慮活動実践者」の割合	76.8% (H25)	70% (R5)	①②
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	318,100t-CO ₂ (H25)	190,900t-CO ₂ (R12)	④

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
YES!clean 作付面積	17,734ha (H30)	20,000ha (R6)	③

《補足データ》

名称	関連施策	関連方向性
環境管理システムの認証取得事業所数	イ（ア）	③
グリーン・ビズ認定制度による登録・認定事業所数	イ（ア）	③
道におけるグリーン購入調達率	イ（ア）	④
道内のエコファーマー認定数	イ（イ）	③
有機農業*取組面積	イ（イ）	③
北方型住宅としてデータ登録された戸数	ウ	⑥
長期優良住宅の認定戸数	ウ	⑥
環境分野における海外からの研修受入人数	エ	⑨

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・ 家庭や学校、地域など様々な場面で、環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活を心がけるとともに、地域に取組を広げていきます。
- ・ 環境保全に関する講演会や民間団体等が行う環境保全活動などに積極的に参加・協力します。

《事業者》

- ・ 研修会の実施など、従業員に対する環境配慮の啓発を進めるとともに、環境保全に関する取組方針や目標の設定、内部監査の導入など自主的な環境管理体制づくりに努めます。
- ・ 環境報告書等の作成により環境保全への取組状況を公表するとともに、住民等と連携して地域の環境保全活動に取り組みます。

- ・クリーン農業*の実践、間伐材の利用や森林の保全・整備、覆砂等による藻場・干潟の維持保全や、これらの産業から発生する廃棄物の適正処理など、環境と調和した産業活動に努めます。

《NPO等の民間団体》

- ・道民、事業者、行政と連携して、環境保全活動を実践します。
- ・民間団体相互や各主体との連携・協力によるネットワークづくりを進め、道民の環境保全意識の高揚を図り、取組の環を広げます。

《市町村》

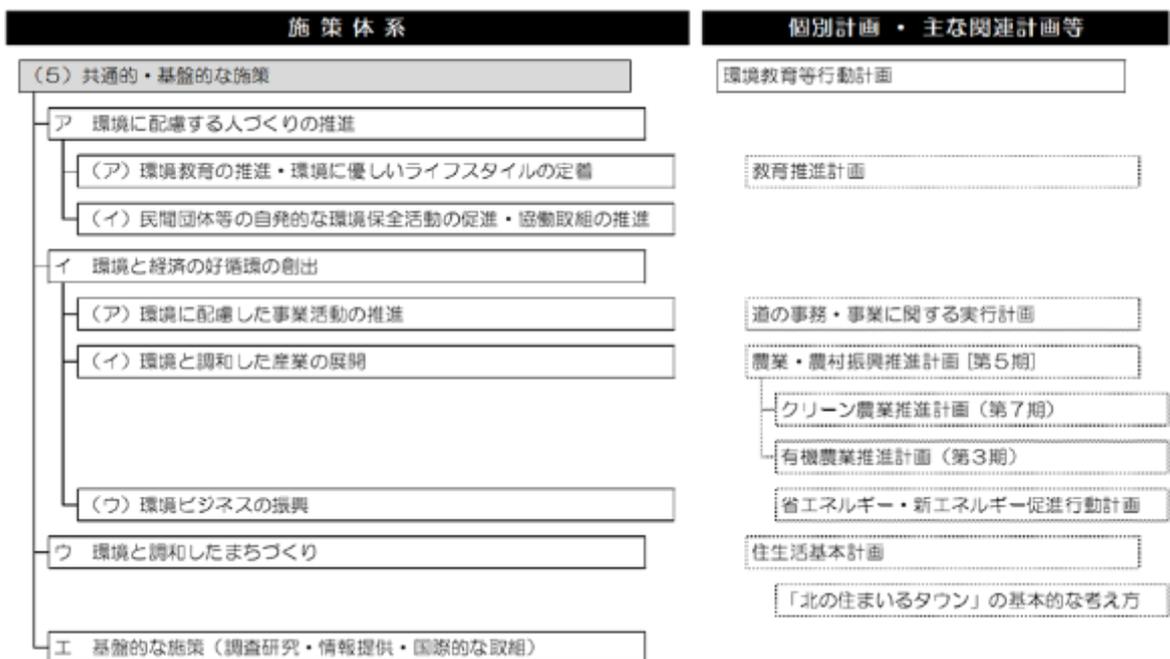
- ・学校における環境教育や地域に根ざした環境教育を推進します。
- ・地域の環境保全活動の核となる人材の確保及び育成を進めるとともに、情報や機会の提供などにより民間団体等の自発的な環境保全活動を支援、協力します。
- ・環境に配慮した事業活動を推進するため、事業者に対する指導、助言等に努めます。
- ・環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。

道の施策

[施策の体系]

施策体系のうち、「環境に配慮する人づくりの推進」及び「環境に配慮した事業活動の推進」については、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。

また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



[施策の方向]

ア 環境に配慮する人づくりの推進

(ア) 環境教育の推進・環境負荷の少ないライフスタイルの定着

- 2019年度（令和元年度）の道民意識調査の結果も踏まえ、ESD（持続可能な開発のための教育）*やSDGsの考え方にに基づき、地域における環境活動の指導的役割を担う

人材の確保及び育成をはかるとともに、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。

<主な取組>

- ・「環境の村」などの環境教育の拠点を活用して、環境教育プログラムを開発・実施し、環境に配慮した行動を実践又はサポートする人材の育成を進めます。
- ・地球温暖化防止活動推進員や eco-アカデミアの制度を活用し、地域の環境学習会等への指導者派遣など、人材の効果的な活用を進めます。
- ・家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「kids'ISO14000」などを活用し、家庭や学校での環境教育を推進します。

- 環境に配慮した北海道らしいライフスタイルの提案・普及啓発を推進し、環境配慮行動の定着を図ります。

<主な取組>

- ・「道民環境行動月間（毎年7月）」や「道民環境の日（5・7・10・1月の第2日曜日）」、国が定める「環境月間（毎年6月）」や「3R推進月間（毎年10月）」等を中心に、道民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を呼びかけ、その定着を促進します。
- ・食を通して、農産物・水産物等が育った環境や、食べ残しや賞味期限切れなどによりまだ食べられる食品が捨てられる「食品ロス」など、食と環境の関係について考え、行動するといった食育*の取組を推進します。
- ・木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む木育を推進します。

(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

- 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による環境保全活動を推進します。

<主な取組>

- ・道民、事業者、行政が連携して環境保全活動の取組を推進する「環境道民会議*」の活動を通じて、各主体との情報交換等を行い、参加団体の環境保全活動を促進します。
- ・環境に関心の高い企業等との協働により、環境保全活動に取り組む団体等を支援します。

イ 環境と経済の好循環の創出

(ア) 環境に配慮した事業活動の推進

- 環境に配慮した事業活動や、環境負荷の低い技術・製品・サービスの開発・普及など、企業による自主的な環境保全の取組を促進します。

<主な取組>

- ・ISO14001、エコアクション21や北海道環境マネジメントシステムスタンダードに関する情報発信などにより、環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・「グリーン・ビズ認定制度」により、事業者の自主的な環境配慮活動を評価し、企業の環境保全の取組を促進します。

- 道自らが、率先して、事務・事業の実施にあたり環境に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。

＜主な取組＞

- ・地球温暖化対策推進法に基づく「道の事務・事業に関する実行計画」により、庁舎管理事務と連携して、環境配慮の取組を進めます。
- ・「グリーン購入基本方針」に基づき、再生資源を使用した製品等の優先的な調達などグリーン購入に率先して取り組みます。
- ・道における環境配慮契約の効果的な導入に当たっての考え方等を示す「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき、導入が可能なものから環境配慮契約に取り組みます。

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境影響評価制度の運用により、適切な環境保全措置を確保し、良好な環境の保全を図ります。

（イ）環境と調和した産業の展開

- 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業、自然循環型畜産の普及を推進するとともに、有機質資源の有効利用など農業生産活動を通じた環境保全の取組を促進します。

＜主な取組＞

- ・「クリーン農業推進計画」に基づき、クリーン農業技術の開発と普及、クリーン農産物の生産や流通・消費の拡大などを推進します。
- ・「有機農業推進計画」に基づき、有機農業への参入・定着や有機農業技術の開発と普及、有機農畜産物等の販路の確保、消費者の理解の醸成などを促進します。
- ・家畜ふん尿や稲わらなどのバイオマスについて、適切な管理や肥料化、飼料化、エネルギー化などの循環利用を促進します。

- 「地産地消」や「地材地消」など、関連する産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を推進します。

＜主な取組＞

- ・道内で生産された農林水産物や加工品を道民が消費することで、環境負荷の低減にも資する「地産地消」を推進します。
- ・道内の森林から産出され、道内で加工された木材である「地域材」を、道内で利用する「地材地消」を推進します。

（ウ）環境ビジネスの振興

- 多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術など本道が持つ優位性や特性を活かして、環境産業の育成・振興をはかります。

- 事業活動において気候変動から受ける影響を低減させる「気候リスク管理」や、「適応」を新たなビジネス機会として捉え、適応の取組に効果的な製品の販売やサービスの提供などを行う「適応ビジネス」*の取組の促進を図ります。

※適応ビジネスの例：気候変化の将来予測データ等を活用した、自然災害予測サービスや農業支援サービスの提供など

ウ 環境と調和したまちづくり

- 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、まちなか居住の促進やまちに必要な機能の集約などの取組と、低炭素化やエネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組を連携させたまちづくりを進めます。

＜主な取組＞

- ・「北の住まいるタウン」を推進するため、普及啓発や市町村に対する支援などを進めます。
- 一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進します。

エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

- 地域の環境問題の解決に向け、実態把握や解析、環境保全技術の開発などの調査研究を推進します。

＜主な取組＞

- ・北海道立総合研究機構が実施する自然環境や大気・水環境等の保全に関する調査研究を支援します。
- ・「循環資源利用促進税」を活用し、事業化に向けて行われる産業廃棄物のリサイクル等に係る調査研究を支援します。
- 環境の状況や環境保全活動の取組状況、環境に関する調査研究の成果など、多様なニーズに対応できる環境情報の収集・提供をすすめます。
- 国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、情報交換や技術協力など環境に関する国際的な取組を推進します。

〔参考〕 SDGs と分野別の施策との関係

上記（１）～（５）で各分野の施策と関連するゴールを掲載していますが、SDGs と分野別の施策との関係をまとめると次のとおりとなります。

	〈貧困〉 1 貧困をなくそう	〈飢餓〉 2 食料と栄養を確保	〈保健〉 3 質の高い保健を確保	〈教育〉 4 質の高い教育をみんなに	〈ジェンダー〉 5 ジェンダー平等を實現しよう	〈水・衛生〉 6 安全な水とトイレを世界中に	〈エネルギー〉 7 安全で持続可能なエネルギーを	〈成長・雇用〉 8 働きがいのある経済を実現
（１）地域から取り組む地球環境の保全	○	○	○	○		○	○	○
（２）北海道らしい循環型社会の形成		○	○	○		○	○	○
（３）自然との共生を基本とした環境の保全と創造	○	○		○		○		○
（４）安全・安心な地域環境の確保	○	○	○	○	○	○	○	○
（５）共通の・基盤的な施策	○	○	○	○	○	○	○	○

	〈AI・IT〉 9 産業と雇用を創出	〈不平等〉 10 人や国の不平等をなくそう	〈都市〉 11 住み続けられるまちづくりを	〈生産・消費〉 12 つくる責任、つかう責任	〈気候変動〉 13 気候変動に具体的な対策を	〈海洋資源〉 14 海の豊かさを守ろう	〈陸上資源〉 15 陸の豊かさも守ろう	〈平和〉 16 平和と公正をすべての人に	〈実施手段〉 17 パートナーシップで目標を達成しよう
（１）地域から取り組む地球環境の保全	○		○	○	○	○	○		○
（２）北海道らしい循環型社会の形成	○		○	○	○	○	○		○
（３）自然との共生を基本とした環境の保全と創造			○	○	○	○	○		○
（４）安全・安心な地域環境の確保	○		○	○	○	○	○		○
（５）共通の・基盤的な施策	○	○	○	○	○	○	○		○

第3章 計画の推進

この章では、本計画を推進するに当たっての考え方などを示し、道民、事業者、NPO等の民間団体、行政が互いに連携して、計画を着実に推進し、2050年（令和32年）頃を展望した将来像の実現を目指します。

なお、計画の推進に当たっては、本計画が道民や事業者などの各主体に浸透するよう広く周知に努めます。

1 道民の意見の反映

- 環境保全推進委員*制度やホームページ等による意見募集の手続きを有効に活用するとともに、市町村や関係団体等の協力のもと、環境施策に対する道民の意見を把握し、その意見を環境施策に適切に反映するよう努めます。
- 寄せられた道民の意見については、その対応状況等について、適宜、公表します。
- 環境施策に対する道民のニーズ等について、適宜、道民意識調査を活用するなどして把握するとともに、施策への反映に努めます。

2 推進体制

- 道の各部局が連携して環境基本計画を推進するため、道庁内の関係部局で構成する庁内会議等を活用します。
- 環境基本計画に基づく施策の推進に当たって、道民・事業者・NPO等の民間団体・行政など各主体の連携のもと、積極的な環境保全活動を促進するため、住民団体や事業者団体等で構成する環境道民会議を活用します。

3 計画の進行管理

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。
- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。

＜点検・評価と指標群＞

点検・評価では、各施策の実施状況と「補足データ」などをもとに、「施策の方向」に基づく各施策の進捗状況を把握します。

また、各分野の目標の達成状況については、「指標」や「個別指標」を用いるほか、社会状況の変化といった外部要因や各施策の進捗状況なども踏まえ、評価を行うこととします。

＜総合的な評価＞

各分野で講じる施策については、他の分野での相乗的な効果が期待できるものがある一方で、その分野の環境影響を低減するための取組が、他の分野で別の環境影響を発生させる場合もあります。

したがって、計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価に当たっては、他の分野の視点なども勘案した、総合的な評価を行うこととします。

- 点検・評価は、PDCA サイクル*の考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。
- 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページなどを通じて広く公表します。

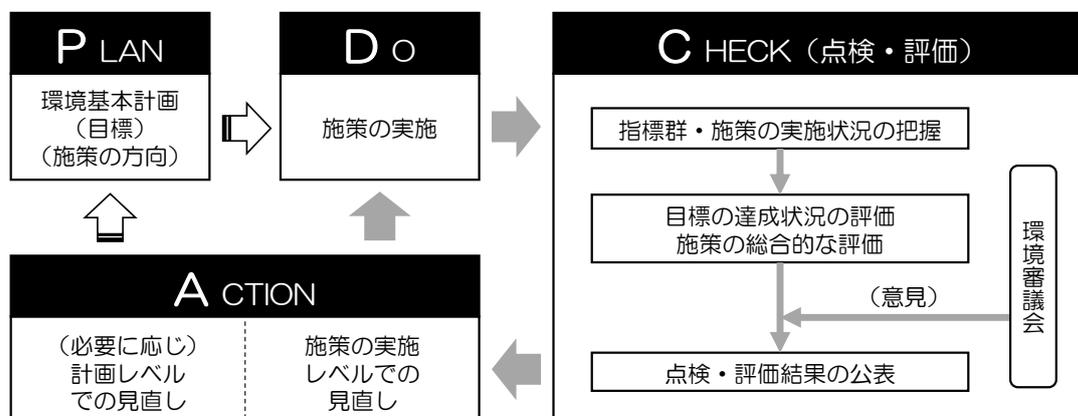


図3-1 計画の進行管理イメージ

4 計画の見直し

- 計画の進捗状況の点検・評価の結果や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

用語解説

本計画で使用している主な用語の解説について、五十音順で整理しています。

《ア行》

【IoT】

Internet of Things の略。モノのインターネット化を意味し、PC に限らず、様々なものがインターネットとつながることを指す。

【ICT（情報通信技術）】

Information and Communication Technology の略。ここでは、情報・通信に関連する技術一般の総称。

【アスベスト（石綿）】

繊維状の鉱物で、安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されている。その繊維が極めて細かいことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質をもつ。

【ISO14001】

国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Action）という PDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の軽減を図る。

【ESG 投資】

環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資。

【ESD（持続可能な開発のための教育）】

Education for Sustainable Development（「持続可能な開発のための教育」）の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動。

【EV（電気自動車）】

電気自動車（Electric Vehicle）。主に二次電池などに溜めた電気をエネルギー源とし、モーターを駆動して走行する自動車。内燃機関が無いため環境性能に優れ、静穏性に優れるが、一充電走行距離や充電に要する時間、また、充電インフラの整備などに課題がある。

【営農型太陽光発電】

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農産生産と発電とで共有する取組。

【エコアクション 21】

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価・報告するための方法を提供している。

【エコツーリズム】

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ、それらとふれあい、それらに関する知識及び理解を深めるための活動。

【SDGs】

Sustainable Development Goals の略。2015年（平成 27 年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界をめざすための目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成される。

【エネルギーマネジメント】

省エネ・節電を行うのに必要な方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理することで、効率的にエネルギーを使用していく活動のこと。これを行う設備がエネルギーマネジメントシステム（EMS: Energy Management System）で、対象とする建物により、HEMS（ヘムス、住宅が対象）、BEMS（ベムス、ビルが対象）、CEMS（セムス、広範囲な地域が対象）などの種類がある。

【FCV（燃料電池自動車）】

燃料電池自動車(Fuel Cell Vehicle)。水素を燃料として車載し、空気中の酸素との電気的な化学反応により発電した電気を使いモーターで走行する自動車。利用段階で二酸化炭素を排出しない。

【NPO法（特定非営利活動促進法）】

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律。

【オープンデータ】

官公庁などが持ち、限られた場所で利用されているデータを、一般の利用者がいつでも取り出して利用できるようにしたデータのこと。民間企業が持つデータと組み合わせ、新サービスを生み出すと考えられている。

【温室効果ガス】

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果をもつ二酸化炭素、メタンなどの気体。人間活動による温室効果ガスの排出量増加により地球温暖化が進行しているといわれる。

《力行》

【環境道民会議】

道民・事業者・行政が連携して環境保全活動を積極的に推進するため、1998年(平成10年)に設置し、現在、住民団体や事業者団体などで構成している。

【環境保全推進委員】

環境施策に道民の意見を反映するため、環境基本条例に基づき委嘱している。

【環境マネジメントシステム】

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいく仕組み。このシステムの国際規格が、ISO14001である。

【企業の社会的責任（CSR）】

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。Corporate Social Responsibilityの頭文字をとった言葉。

【気候システム】

大気や水の循環には海洋・陸面・雪氷が深くかかわっていることから、大気と海洋・陸面・雪氷を相互に関連する一つのシステムとして捉える考え方。地球規模の気候は気候システムに外部から強制力が加わることで変化する。

【共通価値の創造（CSV）】

企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営戦略の概念。Creating Shared Valueの頭文字をとった言葉。

【クラウドサービス】

インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。

【COOL CHOICE】

「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

【クリーン農業】

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の安定生産を進める農業。

【グリーンインフラ】

自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。

【グリーン購入】

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

【グリーンツーリズム】

農家が経営する民宿(ファームイン)、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

【光化学オキシダント】

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

《サ行》

【再生可能エネルギー】

資源が無くならずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法令*で示された太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどのエネルギーのこと。

※ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

【サプライチェーン】

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。

【次世代自動車】

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。複数の動力源(一般的には内燃機関と電気モーターの組み合わせ)を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動するハイブリッド自動車 (HV)、家庭用電源などで車両側の蓄電池を充電することで、電気モーターを用いた走行割合を増加させることができるプラグインハイブリッド自動車 (PHV) のほか、電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV) 等がある。

【循環資源】

廃棄物等のうち、畜産ふん尿、間伐材、生ごみ、古紙など有用なもの。

【シェアリング・エコノミー】

インターネットを利用して個人等が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む。)の貸出しを仲介するサービスのこと。

【食育】

食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

【新エネルギー】

条例*で定義している、次に掲げるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱又は電気)又はエネルギーの利用形態

ア 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー

イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー

ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギー
道では、この条例に基づき、新エネルギーの開発及び導入を促進している。

※ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例

【水素社会】

利用段階で二酸化炭素を排出せず、燃料電池技術を活用することで高いエネルギー効率を得られるなどの水素の優れた特性を踏まえ、水素を日常の生活や産業活動でエネルギーとして利用する社会。水素のみによってエネルギーが提供される社会を示すものではない。

【3R (スリーアール)】

①Reduce (リデュース: 発生抑制)、②Reuse (リユース: 再使用)、③Recycle (マテリアル・リサイクル: 再生利用、サーマル・リサイクル: 熱回収) の頭文字をとったもので、この優先順位に配慮して3Rを推進している。

【生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)】

自然災害の被害に遭いやすい土地の利用や開発を避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行い、災害に強い地域をつくるという考え方。Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の頭文字をとった言葉。

【生物多様性】

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう(生態系の多様性、種の多様性、種内(遺伝子)の多様性)。生物多様性は、すべての生物の「固有性」と「つながり」によって成り立っている。

【世界自然遺産】

世界遺産条約により登録される遺産のカテゴリーの一つ。自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象としている。2019年(令和元年)7月現在、213か所が登録されている。日本国内では、1993年(平成5年)に「屋久島」と「白神山地」、2005年(平成17年)に「知床」、2011年(平成23年)に「小笠原諸島」の計4か所が登録されている。

【ZEH(ゼッチ)】

ゼロエネルギーハウスの略称で、自宅で「創るエネルギー」が「使うエネルギー」よりも大きい住宅のこと。

【ZEB(ゼブ)】

ゼロエネルギービルの略称で、建築設備の省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などにより年間のエネルギー収支(エネルギー消費の正味)がゼロとなる建築物のこと。

【ゼロエミッション・ビークル】

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)のこと。

《夕行》

【地域循環共生圏】

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限発揮されることを目指す考え。

道内においては、8地域の事業が地域循環共生圏の考え方に基づいた事業として環境省の補助を受けている(2020年度(令和2年度)現在)。

(2020年度(令和2年度)環境省補助事業一覧)

市町村	事業概要
札幌市	水素サプライチェーン構築に向けた調査検討
稚内市	風力など再生可能エネルギー事業の拡大
石狩市	札幌圏へのエネルギー供給を視野に入れた、地域エネルギープラットフォーム構築の検討
興部町等6市町村	畜産ふん尿、木質バイオマスの活用による脱炭素・エネルギー自立分散型地域の構築
鹿追町	メタンガス発電で得られるエネルギーの域内有効活用の検討
豊富町	バイオマスを活用した脱炭素化及び地域産業とサロベツ原野の共存
標茶町	バイオガスの乳業工場での直接燃焼を目指した構想づくり
長沼町	タンチョウをシンボルにした農業・観光等の活性化

【地産地消】

地域で生産されたものを地域で消費すること。道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など多様な取組が展開されており、消費者と生産者の相互理解を深めるとともに、輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出など環境負荷の低減に貢献すると考えられる。

【地材地消】

地域で生産された木材・木製品を地域で有効利用すること。輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。

《八行》

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で石炭や石油などの化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥など、また、未利用バイオマスとしては、稲わらなど農作物非食用部や林地未利用材がある。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用などのほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素を固定したものであり、バイオマスを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという特性を有する。

【廃棄物等】

一般廃棄物・産業廃棄物に加えて、使用済み物品、副産物等を含む概念。

【パリ協定】

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約（2016 年（平成 28 年）11 月に発効）。

世界共通の目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2 度より十分に低く保つとともに、1.5 度に抑える努力を追及し、また、これを達成するため、今世紀後半に、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを掲げている。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）】

大気中に浮遊している 2.5 μm（1 μm は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子。

非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

道内での環境基準達成率（長期）は 100%（H25）。

【ビッグデータ】

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。

【PRTR 制度】

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握・集計し、公表する仕組み。環境汚染物質排出移動登録制度。

【PCB（ポリ塩化ビフェニル）】

有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことから、現在では、国内で製造は禁止されている。

【PDCA サイクル】

プロジェクト等の実行に際し、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み。

【北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）】

ISO14001 を基本とした中小企業向けの環境管理システムで、取り組みやすい内容であることや、費用負担が小さいことが特徴。北海道商工会議所連合会などの経済団体が中心となり策定した。

《マ行》

【マイクログリッド】

地域の再生可能エネルギーと蓄電池等の調整力、系統線を活用して電力を面的に利用する新たなエネルギーシステムを構築することにより、自営線敷設にかかるコストを低減、大規模工事を要せずにエネルギーの地産地消を図ること。

【木育（もくいく）】

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

《ヤ行》

【有機農業】

化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業のことで、有機農業の推進に関する法律第 2 条で定義されている。

《ウ行》

【ラムサール条約】

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。1971 年（昭和 46 年）にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。また、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を提唱している。1975 年（昭和 50 年）に条約を発効し、日本は 1980 年（昭和 55 年）に締約国となった。

用語解説

【リスクコミュニケーション】

環境リスクなどの化学物質などに関する正確な情報を住民、事業者、行政等の全ての者が共有しつつ、意思疎通と相互理解を図ること。

【林地未利用材】

伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等。

【倫理的消費（エシカル消費）】

消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮したり、課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。

【レッドリスト】

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国際的には国際自然保護連合(IUCN)が、国内では環境省のほか地方公共団体やNGOなどが作成。環境省のレッドリストは、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価してまとめたもの。

【レジリエンス】

一般的に回復力・復元力という意味があり、災害などでシステムの一部の機能が停止した場合にも、全体としての機能を速やかに回復できる強靭さを表す。

指標群一覧

1 地球環境保全に関する指標群

《指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
温室効果ガス排出量	二酸化炭素、メタンなど地球温暖化の原因となる温室効果ガスの年間排出量の合計値（二酸化炭素重量換算）	7,345 万 t-CO ₂ (H25)	4,794 万 t-CO ₂ (R12)	目標数値は、2020 年度（令和 2 年度）に策定した「地球温暖化対策推進計画（第 3 次）」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 発電分野 （発電電力量）	太陽光、風力、バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量（発電分野）	8,611 百万 kWh (H30)	14,998 百万 kWh (R12)	
新エネルギー導入量 熱利用分野	バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量（熱利用分野）	14,713 TJ (H30)	20,960 TJ (R12)	

《個別指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
森林の蓄積と地球温暖化防止機能	森林の蓄積及び炭素貯蔵量	蓄積 782 百万 m ³ 炭素貯蔵量 310 百万 t-C 相当 (H27)	蓄積 835 百万 m ³ 炭素貯蔵量 329 百万 t-C 相当 (R8)	目標数値は、2016 年度（平成 28 年度）に策定した「森林づくり基本計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

《補足データ》

名称	概要
一人当たりの二酸化炭素排出量	全道の二酸化炭素排出量を、一人当たりに換算したもの
部門別二酸化炭素排出量	部門別（エネルギー転換、産業、民生（家庭）、民生（業務）、運輸、工業プロセス、廃棄物）の二酸化炭素排出量
環境効率性	道内の二酸化炭素排出量を、道内総生産（GDP）で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない（効率が良い）
低公害車の普及台数	ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の普及台数
産業部門エネルギー消費原単位	各部門の活動量 1 単位当たりの最終エネルギー消費量 【「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」目標値】
家庭部門エネルギー消費原単位	
業務部門エネルギー消費原単位	
運輸部門エネルギー消費原単位	
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	道内におけるフロン類の回収量及び破壊量

2 循環型社会形成に関する指標群

《指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
循環利用率	社会に投入される天然資源などの投入量のうち、循環資源（再使用・再生利用された資源）が占める割合	15.7% (H29)	17% (R6)	目標数値は、2019年度（令和元年度）に策定した「循環型社会形成推進基本計画（第2次）」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
最終処分量	一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計	100万t (H29)	82万t 以下 (R6)	
廃棄物系バイオマス利活用率	家畜ふん尿、食品廃棄物、紙類・紙くずなどの廃棄物系バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	89.8% (H28)	90% (R4)	
未利用バイオマス利活用率	稲わら、もみ殻、林地未利用材などの未利用バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	71.5% (H28)	70% (R4)	

《個別指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
一般廃棄物の排出量（一人1日当たり）	家庭などからのごみ（一般廃棄物）の総排出量を一人1日当たりに換算したもの	961 g/人・日 (H29)	900 g/人・日 (R6)	目標数値は、2019年度（令和元年度）に策定した「循環型社会形成推進基本計画（第2次）」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
産業廃棄物の排出量	道内における産業廃棄物の排出量	3,874 万t (H29)	3,750 万t以下 (R6)	
一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物の排出量のうち、リサイクルされた割合	24.3% (H29)	30% (R6)	
産業廃棄物の再生利用率	産業廃棄物の排出量のうち、再生利用（リサイクル）された割合	55.5% (H29)	57%以上 (R6)	

《補足データ》

名称	概要
資源生産性	道内総生産（GDP）を道内の天然資源等投入量（道内で採取・投入された天然資源及び道外から輸移入された物品の総量）で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない（効率が良い） 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者のうち、優良認定事業者として認定された事業者数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】
廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別（紙類、生ごみ、し尿等、有機性汚泥、下水汚泥、紙くず、木くず、動植物性残渣、家畜ふん尿）ごとの発生量及び利活用量
未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別（稲わら、もみ殻、麦かん、林地未利用材）ごとの発生量及び利活用量
バイオガスプラント施設数	道内で稼働中の家畜ふん尿及び都市廃棄物系（下水汚泥、し尿、生ごみ等）のバイオガスプラントの施設数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進計画」及びバイオマス産業都市構想などのバイオマス関連計画を策定した市町村の数（累積） 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】
認定リサイクル製品数	「北海道リサイクル製品認定制度」において認定されたリサイクル製品の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】
グリーン購入の全庁的実施市町村数	市役所・町村役場のうち、全庁的にグリーン購入を実施している市町村の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】

3 自然環境保全に関する指標群

《個別指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
犬・ねこの安楽殺処分頭数	動物愛護法に基づき、道及び市町村が所有者や拾得者から引き取った犬・ねこのうち、新たな飼い主が見つからずに安楽殺処分となった頭数	1,158 頭 (H28)	579 頭 (R9)	目標数値は、2017 年度（平成 29 年度）に策定した「第 2 次動物愛護管理推進計画」と同じ設定とします。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
エゾシカ個体数指数（東部）	東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）におけるエゾシカの個体数指数（H5 を 100 とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値）	92 (H27)	50 (R3)	目標数値は、2016 年度（平成 28 年度）に策定した「エゾシカ管理計画（第 5 期）」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。 ※ 基準（H27）の指数は、エゾシカ管理計画（第 5 期）策定時の推定値です。
エゾシカ個体数指数（西部）	西部地域（石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振）におけるエゾシカの個体数指数（H12 を 100 とした場合の数値）	247 (H27)	150 (R3)	

《補足データ》

名称	概要
すぐれた自然地域の面積	自然公園（国立公園・国定公園・道立自然公園）及び自然環境保全地域等の面積合計
森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積	生物多様性保全のための森林整備・保全を行う森林として、「生物多様性ゾーン」に設定する面積 【「森林づくり基本計画」関連指標】【「生物多様性保全計画」関連指標】
一人当たり広域公園面積	道内の都市公園のうち、広域公園に分類される公園（国営十道立）の供用面積を、一人当たりに換算したもの 【「生物多様性保全計画」関連指標】
道立公園利用者数	都市公園のうち道立都市公園の利用者数
水辺に親しめる河川空間整備数	「水辺の楽校」や「ふるさとの川整備事業」などにより、水辺に集い憩える場が整備された河川の数（累積）
景観行政団体移行市町村数	景観法に定める景観行政団体となっている道内の市町村の数
自然公園利用者数	自然公園（国立公園・国定公園・道立自然公園）の利用者数
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	自然保護監視員、鳥獣保護員、希少野生動植物保護監視員の数と監視延べ日数 【「生物多様性保全計画」参考データ】
タンチョウの生息数	タンチョウの生息状況の一斉調査（毎年度 1 月実施）において、観察された羽数の 3 年平均値
野生動植物種の目録を作成した分類群の数	植物・哺乳類・鳥類といった生物分類群ごとに道内に生息・生育する野生動植物種のリストを作成した数 【「生物多様性保全計画」参考データ】
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき「アライグマ防除実施計画」を策定した市町村の数 【「生物多様性保全計画」関連指標】
エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	許可捕獲と狩猟捕獲を合わせたエゾシカ捕獲数とエゾシカによる農林業被害額 【「生物多様性保全計画」参考データ】
エゾシカ個体数指数（南部）	南部地域（後志、渡島、檜山）におけるエゾシカの個体数指数（H23 を 100 とした場合の数値）
エゾシカ推定生息数	個体数指数から推定したエゾシカ推定生息数
狩猟免許所持者数	エゾシカやヒグマ対策などの担い手となる狩猟免許所持者の数 【「生物多様性保全計画」参考データ】

4 地域環境の確保に関する指標群

《指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
大気環境基準達成率	大気汚染測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成割合	100% (H30)	100% (R12)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。
水質環境基準達成率	環境基準の類型当てはめをしている公共用水域（河川、湖沼、海域）の環境基準（BOD 又はCOD）の達成割合	91.2% (H30)	100% (R12)	
騒音に関する環境基準達成率（一般地域、自動車、航空機）	一般地域の騒音、自動車騒音、航空機騒音に関する環境基準の達成割合	一般地域 93.3% (H30) ----- 自動車 97.1% (H30) ----- 航空機 50.0% (H30)	100% (R12)	

《個別指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
化学物質（ダイオキシン類）環境基準達成率	ダイオキシン類による汚染状況（大気、水質、土壌）に関する環境基準の達成割合	100% (H30)	100% (R12)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。
《補足データ》		概要		
名称				
地下水環境基準の達成状況	地下水水質常時監視の「概況調査（地域全体の地下水水質を把握するための調査）」及び「継続監視調査（汚染を継続的に監視するための調査）」における調査地点数及び環境基準達成率			
汚水処理人口普及率	道内人口のうち、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽が整備されている区域の人口の割合 【「全道みな下水道構想Ⅳアクションプログラム」整備目標】			
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	健全な水循環の確保に向けて、「流域環境保全計画」を策定した流域の数			
PRTR 法に基づく届出排出量及び移動量	PRTR 法に基づき届出された、462 種類の化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量（合計）			
公害苦情件数	地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数			

5 共通的・基盤的な施策に関する指標群 《指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
「環境配慮活動実践者」の割合	道民意識調査において、「日常生活において環境に配慮した行動をしていますか」という問いに対して、「十分行動している」または「やや行動している」と回答した人の割合	76.8% (H25)	70% (R5)	目標数値は2013年度（平成25年度）に策定した「環境教育等行動計画」と同じ設定とし、目標達成年度については目標値の達成年度（H29）を過ぎているため上記計画の終期（R5）とします。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	道の事務・事業において排出される温室効果ガスの排出量（二酸化炭素重量換算）	318,100 t-CO ₂ (H25)	190,900 t-CO ₂ (R12)	目標数値は2020年度（令和2年度）に策定した「第5期 道の事務・事業に関する実行計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

《個別指標》

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
YESclean 作付面積	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YESclean」農産物の作付面積	17,734 ha (H30)	20,000 ha (R6)	目標数値は、2019年度（令和元年度）に策定した「クリーン農業推進計画（第7期）」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

《補足データ》

名称	概要
環境管理システムの認証取得事業所数	3種類の環境管理システム（国際規格のISO14001、中小企業向けのエコアクション21）、北海道独自のHES（北海道環境マネジメントシステム・スタンダード）の認証を取得している道内事業所数の合計（累積）
グリーン・Biz認定制度による登録・認定事業所数	環境に配慮した取組を自主的に行う「グリーン・Biz認定制度」に基づく登録・認定事業所数
道におけるグリーン購入調達率	道が策定する「環境物品等調達方針」に定める全ての品目について、品目ごとの環境物品等調達率（総調達量に占める環境物品等調達量の割合）を単純平均したもの
道内のエコファーマー認定数	持続性の高い農業清算方式の導入の促進に関する法律に基づき、①堆肥等施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の3つの技術をすべて用いる導入計画を作成し、作物毎に認定を受けた農業者（エコファーマー）の認定数
有機農業取組面積	有機農業に取り組む面積 【「グリーン農業推進計画（第7期）」目標指標】
北方型住宅としてデータ登録された戸数	高断熱・高气密・高耐久など一定の基準を満たし、北方型住宅として、1年間に新たにデータの登録・保管が行われた住宅戸数 【「住生活基本計画」指標】
長期優良住宅の認定戸数	長期優良住宅の普及の促進に関する法律が定める、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅として認定を受けた住宅の戸数
環境分野における海外からの研修受入人数	環境分野において、JICAの研修などにより海外から道が受け入れた研修人数

資料編

1 北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定経過

○ 北海道環境審議会における審議等

北海道環境審議会に第3次計画の策定について諮問し、具体的な調査審議を行うため同企画部会が設置され、次のとおり審議が行われました（委員については後述）。

- | | |
|----------------------------|--|
| 2019年（令和元年）5月8日 | <u>令和元年度第1回北海道環境審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・環境基本計画〔第3次計画〕の策定について諮問。・計画策定の趣旨、進め方等の審議。 |
| 2019年（令和元年）11月20日 | <u>令和元年度第3回北海道環境審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・論点整理、企画部会への付託等の審議。 |
| 2019年（令和元年）12月24日 | <u>令和元年度第1回北海道環境審議会企画部会</u> <ul style="list-style-type: none">・部会長・職務代理者の選任。・計画策定の趣旨、現計画の進捗状況等の審議。 |
| 2020年（令和2年）1月23日 | <u>令和元年度第2回北海道環境審議会企画部会</u> <ul style="list-style-type: none">・計画の構成、長期目標等の審議。 |
| 2020年（令和2年）2月21日 | <u>令和元年度第4回北海道環境審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・部会での検討に基づく論点整理等の審議。 |
| 2020年（令和2年）5月29日
～ 6月5日 | <u>令和2年度第1回北海道環境審議会企画部会</u> <ul style="list-style-type: none">・論点整理、計画骨子案等の審議（書面開催）。 |
| 2020年（令和2年）7月22日 | <u>令和2年度第2回北海道環境審議会企画部会</u> <ul style="list-style-type: none">・計画原案等の審議（オンライン開催）。 |
| 2020年（令和2年）9月2日 | <u>令和2年度第2回北海道環境審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・部会での検討に基づく計画原案等の審議。 |
| 2020年（令和2年）10月8日 | <u>令和2年度第3回北海道環境審議会企画部会</u> <ul style="list-style-type: none">・計画部会案等の審議。 |
| 2020年（令和2年）10月30日 | <u>令和2年度第3回北海道環境審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・部会での検討に基づく計画素案、附带意見等の審議。・環境基本計画〔第3次計画〕の策定について答申。 |
| 2021年（令和3年）2月15日 | <u>令和3年度第5回北海道環境審議会</u> <ul style="list-style-type: none">・計画素案に係る道民意見募集結果等について報告。 |

○ 道民意見の募集

第3次計画の策定にあたり、道民の多様な意見を反映するため、計画素案を公表し、次の期間、道民意見を募集しました（道民意見募集結果については後述）。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 2020年（令和2年）11月25日
～ 12月25日 | <u>環境基本計画〔第3次計画〕素案に係る道民意見募集</u> |
|-------------------------------|---------------------------------|

2 北海道環境審議会の委員

○ 北海道環境審議会委員名簿

(～2020年(令和2年)12月)

氏名	所属等
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 准教授
串田 雅樹	北海道農業協同組合中央会 副会長理事
小林 良輔	北海道経済連合会 常務理事
児矢野 マリ	北海道大学大学院法学研究科 教授
佐々木 泰平	たいへい法律事務所 弁護士
白木 彩子	一般社団法人 北海道自然保護協会 理事
菅井 貴子	気象予報士、フリーキャスター
鈴木 光	北海学園大学法学部 教授
高橋 徹哉	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境 研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 専門研究主幹
東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院 准教授
中津川 誠	室蘭工業大学もの創造系領域 教授
中村 太士 (会長)	北海道大学大学院農学研究院 教授
藤井 賢彦	北海道大学大学院地球環境科学研究院 准教授
本間 靖敏	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務
丸山 博子	丸山環境教育事務所 主宰
武野 伸二	一般社団法人 北海道消費者協会 専務理事
吉田 英樹	室蘭工業大学もの創造系領域 准教授

(50音順、敬称略)

○ 北海道環境審議会企画部会委員名簿

(2019年(令和元年)12月～)

氏 名	所 属 等
愛甲 哲也 (部会長)	北海道大学大学院農学研究院 准教授
阿賀 裕英	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境化学研究センター 主査
内山 到	公益財団法人北海道環境財団 協働推進課長
藤井 賢彦	北海道大学大学院地球環境科学研究院 准教授
山本 契太	ニセコ町企画環境課 課長
吉田 英樹	室蘭工業大学もの創造系領域 准教授
吉中 厚裕	酪農学園大学農食環境学群 准教授

(50音順、敬称略)

3 北海道環境基本計画〔第3次計画〕素案に係る道民意見募集結果 (概要)

○ 意見募集期間

2020年(令和2年)11月25日(水)～12月25日(金)

○ 意見提出状況

33個人、8団体 意見総数 170件

○ 意見の反映状況

区 分		意見数
A	意見を受けて案を修正したもの	45件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	29件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	12件
D	案に取り入れなかったもの	71件
E	案の内容についての質問等	9件
その他	意見の内容が案と直接関係がないもの	4件

○ 主な意見の概要等(意見を踏まえ案を修正した主なもの)

- ・「第1章 総論」について

意見の概要	意見への対応
「計画の位置づけ・性格」に「北海道では、2020年3月11日に、知事が「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す」ことを表明し、10月26日の所信表明演説で菅総理が「2050年までに脱炭素社会をめざす」ことを宣言している旨の記載をしてはどうか。	御意見も踏まえ、本文P.1及びP.2に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す旨の国や道の方針について追記。 <div style="text-align: right;">A</div>
「将来像のイメージ」の再生可能エネルギーを活用した電力の供給についての記載部分に、水素エネルギーの活用も追記してはどうか。	御意見も踏まえ、本文P.12に、水素エネルギーを活用した電力の供給について追記。 <div style="text-align: right;">A</div>

・「第2章 施策の展開（施策の基本的事項）」について

意見の概要	意見への対応
<p>「地球温暖化対策の推進」に関する主な取組において、熱に関する部分、建物に関する部分、運輸に関する部分がやや薄い印象を受けることから、きちんと記載すべき。</p>	<p>御意見も踏まえ、本文P.29に、建築物の省エネ化や、物流の脱炭素化に向けた取組などについて追記。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>「廃棄物の適正処理の推進」において、「一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、適切な助言・指導等を行い、適正処理の徹底や施設整備を促進します」と記載があるが、「適切な助言・指導等」に関して具体的な取組の記載がないので記載すべきではないか。</p>	<p>御意見も踏まえ、本文P.37に、一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう有効な情報提供や技術的支援等を行う旨を追記。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」分野の各主体の取組方向に関して、NPO等の民間団体の取組方向として、「外来種の除去」を追記すべきではないか。</p>	<p>御意見も踏まえ、本文P.44に、NPO等の民間団体の取組方向に「外来種の防除」を追記</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>食品を最終消費の段階で無駄にすることは、生産段階だけでなく加工や輸送にかかったエネルギーもすべて無駄にすることになり、廃棄処理も含め、環境にかかる負荷は、生産段階での廃棄よりずっと大きくなることから、食品ロスの削減について記載を追加すべきではないか。</p>	<p>食品ロスの削減については、「共通的・基盤的な施策」における各主体の取組方向において「環境に配慮した生活を心がける」（道民）、施策の方向の主な取組において「環境に調和した食生活などについて考える食育を推進します」などとして同様の趣旨で記載していますが、御意見も踏まえ、本文p.60の食育に関する記載に、「食品ロス」など、食と環境の関係について考える、行動する旨を追記。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

・「第3章 計画の推進」について

意見の概要	意見への対応
<p>「道民の意見の反映」に関して、以下の修正案のように意見を収集する範囲を具体的に示して明確化してはどうか。環境保全推進委員制度やホームページからだけでなく、積極的に意見募集やヒアリングを実施してはどうか。</p> <p>（修正案）</p> <p>「この章では…などを示し、道民、市民団体、事業者、行政が互いに…」</p> <p>「環境保全推進委員制度やホームページ等による意見募集を有効に活用するほか、事業者（業界団体など）や市民団体・市町村などの意見を聞く機会を設け、…」</p> <p>「環境施策に対する道民・市民団体・事業者・市町村の意見を把握するとともに…」</p>	<p>御意見も踏まえ、本文p.64に、道民意見募集の方法や範囲がより明確になるよう記載を修正。</p> <p style="text-align: right;">A</p>

4 2020年（令和2年）北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果（概要）

北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版（以下「基本計画」という。）では、その着実な推進を図るため、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしています。

この資料は、2020年度（令和2年度）に実施（2020年（令和2年）11月に公表）した計画に掲げる5つの分野（「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」及び「各分野に共通する施策」）ごとの最新の点検・評価結果の概要をとりまとめたものです。

※点検・評価結果の本編については、道のホームページで公開しています。

○ 地域から取り組む地球環境の保全

(1) 関連指標群の状況

平成28年度の「温室効果ガス排出量」は7,017万t-CO₂となっており、前年度より0.3%減少していますが、目標の達成に向けては遅れが見られます。

また、「新エネルギー導入量」では「発電分野」は目標を達成していますが、「熱利用分野」は遅れが見られます。

「森林の蓄積と地球温暖化防止機能」については、目標の達成に向けて順調に推移しています。

【関連指標群の達成状況】

関連指標群		基準	実績	目標数値等
指標	温室効果ガス排出量	6,582万t-CO ₂ (平成2年度)	7,017万t-CO ₂ (平成28年度)	6,099万t-CO ₂ (令和2年度)
指標	新エネルギー導入量発電分野 (発電電力量)	5,866百万kWh (平成24年度)	8,611百万kWh (平成30年度)	8,115百万kWh (令和2年度)
指標	新エネルギー導入量熱利用分野	12,257TJ (平成24年度)	14,713TJ (平成30年度)	20,133TJ (令和2年度)
個別指標	森林の蓄積と地球温暖化防止機能	782百万m ³ (平成27年度)	815百万m ³ (平成30年度)	835百万m ³ (令和8年度)

(2) 令和元年度の主な取組

- ・水素社会の実現に向けた機運醸成・理解促進を図るため、エネファームの展示やFCVの試乗などを行う「水素・燃料電池普及キャラバン」を開催しました。
- ・新エネルギーの地産地消を拡大するため、先駆的なモデルとなる取組の事業化を支援したほか、新エネルギー導入に向けた設計2件・設備導入4件について支援を実施しました。
- ・今後の本道における「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するため「北海道気候変動適応計画」を策定したほか、気候変動への「適応」に対する道民や事業者等の理解を促進するため、関係機関との共催によるセミナーの開催や、情報発信等を実施しました。

(3) 課題と今後の方向

温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素について、道民一人当たりの排出量が11.6t-CO₂と全国平均の9.5t-CO₂を上回っていることや、産業部門、民生（家庭）部門からの排出割合が高いことから、道民一人ひとりの日常生活や職場での温室効果ガス排出削減に向けた取組の実践と定着に加え、住宅における省エネの取組の推進などが重要です。

また、積雪寒冷・広域分散という本道の地域特性により、化石燃料への依存度が高いことから、太陽光、水力、風力、雪氷やバイオマスなどの様々な再生可能エネルギーの利用を促進する必要があります。

今後も、道民、事業者、市町村等の連携・協働のもと、地球温暖化防止に関する施策及びエネルギーの地産地消、省エネ、新エネの促進、導入に対する支援の実施や二酸化炭素吸収源対策などの関連施策を推進していきます。

○ 北海道らしい循環型社会の形成

(1) 関連指標群の状況

「産業廃棄物の排出量」は、目標数値を満たしており、引き続き、排出抑制に努めることが重要です。

「未利用バイオマス利活用率」は目標を達成、「循環利用率」及び「廃棄物系バイオマス利活用率」は目標の達成に向けて順調に推移していますが、「最終処分量」、「一般廃棄物の排出量」、「一般廃棄物のリサイクル率」及び「産業廃棄物の再生利用率」は目標の達成に向けては遅れが見られます。

【関連指標群の達成状況】

関連指標群		基準	実績	目標数値等
指標	循環利用率	14.5% (平成 24 年度)	15.7% (平成 29 年度)	16% (令和元年度)
指標	最終処分量	112 万 t (平成 24 年度)	100 万 t (平成 29 年度)	86 万 t (令和元年度)
指標	廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)	88.2% (平成 24 年度)	89.8% (平成 29 年度)	90% (令和元年度)
指標	未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)	60.4% (平成 24 年度)	80.1% (平成 29 年度)	70% (令和元年度)
個別 指標	一般廃棄物の排出量 (一人 1 日当たり)	1,004 g/人・日 (平成 24 年度)	969 g/人・日 (平成 30 年度)	940 g/人・日 (令和元年度)
個別 指標	産業廃棄物の排出量	3,875 万 t (平成 24 年度)	3,874 万 t (平成 29 年度)	3,900 万 t (令和元年度)
個別 指標	一般廃棄物のリサイクル率	23.6% (平成 24 年度)	23.9% (平成 30 年度)	30% (令和元年度)
個別 指標	産業廃棄物の再生利用率	55.9% (平成 24 年度)	55.5% (平成 29 年度)	57% (令和元年度)

(2) 令和元年度の主な取組

- ・循環型社会の構築に向け、3Rハンドブックの作成・配布のほか、3R啓発バス広告や3R推進キャンペーンの実施等により、広く3Rの普及啓発を実施しました。
- ・産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業所及び処理業者の施設等の監視指導等を行いました。
- ・道内のバイオマス資源の有効活用を促進するため、フォーラム等の開催やメールマガジンの発行等を実施しました。
- ・北海道リサイクル製品（ブランド）認定制度を運用し、リサイクル製品の利用拡大を図りました。

(3) 課題と今後の方向

一般廃棄物のリサイクル率の向上に向けて、リサイクル施設の整備促進及び道民・事業者等への3Rに関する普及啓発・情報提供を推進します。特に生ごみは、分別収集に対する住民の理解や新たな施設整備などの課題があり、バイオマスの利活用の観点からも、効果的な取組を推進する必要があります。

産業廃棄物についても、引き続き各種普及啓発やリサイクル関連施設の整備促進に努めます。

リサイクルに比べて取組が遅れている2R（リデュース、リユース）について、3R推進キャンペーンなどで特に2Rを優先した取組を実践するよう普及啓発に努めます。

バイオマスの地域循環圏の形成に向けて「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、利活用システムの構築、施設整備、利活用技術の研究開発などを進めます。

北海道認定リサイクル製品数の更なる増加のため、循環資源利用促進税によるリサイクル関連産業等への支援を行うなどリサイクル製品の利用拡大をはじめとするリサイクル産業の振興を図ります。

〇 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

(1) 関連指標群の状況

「犬・猫の安楽殺処分頭数」は基準年の約74%減となる304頭となっており、目標を達成しています。

「エゾシカ個体数指数」については、東部地域については着実に減少しているものの未だ高水準であり、西部地域については、平成24年度以降一旦減少傾向が見られましたが、平成27年度以降に再び増加に転じた可能性があり、目標の達成に向け遅れが見られます。

【関連指標群の達成状況】

関連指標群		基準	実績	目標数値等
個別指標	犬・猫の安楽殺処分頭数	1,158頭 (平成28年度)	304頭 (令和元年度)	579頭 (令和9年度)
個別指標	エゾシカ個体数指数（東部地域）	139 (平成27年度)	128 (令和元年度)	50 (令和3年度)
個別指標	エゾシカ個体数指数（西部地域）	250 (平成27年度)	257 (令和元年度)	150 (令和3年度)

(2) 令和元年度の主な取組

- ・厚岸道立自然公園とその周辺地域について、国立公園の指定を受けるために、自然環境等の必要な調査の実施や地元協議会を開催するとともに、各関係機関と調整を実施しました。
- ・世界自然遺産である知床の価値について改めて考える日である「知床の日」（毎年1月30日）には、道民カレッジ連携講座を開催し、知床の価値の普及に努めました。
- ・希少野生動植物種保護対策として、ヒダカソウなどの指定希少野生動植物種のモニタリング実施や、国と連携してタンチョウの保護増殖事業を実施したほか、レッドリストの見直し作業を進めました。
- ・指定外来種であるアズマヒキガエルを目撃情報を道のホームページで公表し拡散防止について普及啓発したほか、特定外来生物であるアライグマやセイヨウオオマルハナバチの捕獲

などを実施し、外来種の防除を推進しました。

- 野生鳥獣の適切な保護管理を行うため、学識経験者等からなる北海道アザラシ管理検討会、ヒグマ保護管理検討会などを開催しました。
- エゾシカの個体数を適正に管理し被害の低減を図るため、エゾシカ保護管理計画に基づき、エゾシカ対策協議会の開催、生息環境・捕獲状況調査等の実施、指定管理鳥獣捕獲等事業（全道 10 地域、合計 548 頭捕獲）のほか、狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を行いました。

(3) 課題と今後の方向

エゾシカについては、近年、減少傾向にあるものの依然目標数値より高いため、平成 29 年 3 月に策定した「北海道エゾシカ管理計画（第 5 期）」に基づき、適正な個体数の管理に向け、捕獲の促進や担い手の確保、有効活用の推進など、総合的な対策を進めます。

自然公園の更なる利用促進に向けては、引き続きすぐれた自然環境を適切に保護・管理するほか、近年は様々なアウトドア活動やより深い自然体験へのニーズが高まっていることを踏まえ、適正な利用を促進し、自然とふれあう場や機会の提供に努めます。

集落付近への出没や農作物被害が増加しているヒグマについては、平成 29 年 3 月に策定した全道のヒグマ対策の指針となる「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、将来にわたって地域の危機管理体制を構築していくため、ヒグマ捕獲技術者や保護管理を担う人材を育成していきます。

○ 安全・安心な地域環境の確保

(1) 関連指標群の状況

各種環境基準達成率について、「化学物質（ダイオキシン類）」は調査開始以降 20 年連続で、「大気」は 4 年連続で環境基準を達成しています。一方、「水質」、「騒音（一般地域、自動車、航空機）」は目標の達成に向け遅れが見られます。

【関連指標群の達成状況】

関連指標群		基準	実績	目標数値等
指標	大気環境基準達成率	100% (平成 25 年度)	100% (平成 30 年度)	100% (令和 2 年度)
指標	水質環境基準達成率	91.6% (平成 26 年度)	90.8% (令和元年度)	100% (令和 2 年度)
指標	騒音に関する環境基準達成率 (一般地域)	90.5% (平成 26 年度)	93.3% (平成 30 年度)	100% (令和 2 年度)
指標	騒音に関する環境基準達成率 (自動車)	97.3% (平成 26 年度)	97.1% (平成 30 年度)	100% (令和 2 年度)
指標	騒音に関する環境基準達成率 (航空機)	50.0% (平成 26 年度)	50.0% (令和元年度)	100% (令和 2 年度)
個別 指標	化学物質（ダイオキシン類） 環境基準達成率	100% (平成 26 年度)	100% (令和元年度)	100% (令和 2 年度)

(2) 令和元年度の主な取組

- 大気環境の常時監視を行うとともに、ばい煙発生施設等への立入検査を実施しました。また、苫小牧東部・西部地域及び石狩湾新港地域における大規模工場周辺的生活環境保全を図

るため、これまでに締結した 27 工場との公害防止協定に基づき、監視指導を行いました。

- ・公共用水域及び地下水の常時監視を行うとともに、特定事業場への立入検査を実施しました。また、地域の環境保全団体等が策定する流域環境保全計画への助言・支援を行いました。
- ・航空機騒音実態調査、新幹線騒音環境基準達成状況調査、自動車騒音常時監視を実施しました。
- ・ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染状況の常時監視を行うとともに、法対象施設を有する事業場への立入検査を実施しました。

(3) 課題と今後の方向

水環境の保全については、湖沼などの閉鎖性水域における環境基準達成率が依然として低く、また、農村地帯等の地下水においては環境基準値を超えて硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出される事例もあるため、今後も、公共用水域・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導を効率的かつ効果的に実施していくとともに、関係機関と連携して、生活排水処理施設の整備など汚濁発生源対策に取り組み、水環境の保全に努めます。

また、引き続き、「流域環境保全計画づくりガイド」や「北海道e-水プロジェクト」などを活用した環境保全団体等への活動支援を行います。

騒音対策については、現在環境基準を達成していない新千歳空港及び千歳飛行場の航空機騒音について、今後も常時監視を行い、環境基準の達成状況の把握を行います。

ダイオキシン類などの化学物質等による環境汚染を未然に防止するため、引き続きモニタリングや立入検査等を行います。

○ 各分野に共通する施策の展開

(1) 関連指標群の状況

「道の事務・事業における温室効果ガスの排出量」は目標を達成していますが、日常生活において環境に配慮した行動を行う人（＝「環境配慮活動実践者」）の割合、及び「環境管理システムの認証取得事業所数」については、目標の達成に向けて遅れが見られます。

また、「YES!clean表示制度登録生産集団数」は、257 生産集団となっており、販売農家戸数が減少傾向にある中、実集団数が伸び悩み、目標の 54%にとどまりました。

【関連指標群の達成状況】

関連指標群		基準	実績	目標数値等
指標	「環境配慮活動実践者」の割合	76.8% (平成 25 年度)	59.7% (令和元年度)	80% (令和 2 年度)
指標	道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	297,100t- CO ₂ (平成 26 年度)	262,392t- CO ₂ (平成 30 年度)	281,100t- CO ₂ (令和 2 年度)
個別指標	環境管理システムの認証取得事業所数	651 事業所 (平成 25 年度)	529 事業所 (令和元年度)	780 事業所 (令和 2 年度)
個別指標	YES!clean 表示制度登録生産集団数	349 生産集団 (平成 25 年度)	257 生産集団 (令和元年度)	480 生産集団 (令和元年度)

(2) 令和元年度の主な取組

- 地域の自主的な環境学習を支援する「北海道地域環境学習講座『e c oーアカデミア』」により専門家を講師として派遣しました。
- 「環境道民会議」において、環境問題について理解を深めるためのセミナーや各参加団体の環境保全活動を促進するための情報交換会などを実施しました。
- 環境保全に貢献している事業所等を評価する「北海道グリーン・ビズ認定制度」を運用し、環境に配慮した事業活動を促進しました。
- クリーン農業技術の開発、YES! c l e a n 農産物表示制度の推進・拡大に向けた取組を行いました。
- 道内の省エネ・新エネ化や地域エネルギーの効率的利用を促進するため、環境関連製品の開発や事業化、技術開発及び実証等を行う事業を支援しました。
- 「北の住まいるタウン」について、モデル市町村の地域協議会を支援するとともに事例見学ツアーや、まちづくりセミナーを開催するなど普及啓発を行いました。
- 道内における公害の状況の把握及び公害行政の効果的な推進に資する基礎資料とするため、化学物質環境実態調査、環境放射線等モニタリング調査、酸性雨モニタリング(土壌・植生)調査を行いました。

(3) 課題と今後の方向

「北海道環境教育等行動計画」に基づき、地域における環境教育の指導者を育成・活用するとともに、家庭、学校、NPO、事業者など様々な主体の連携・協働による取組を進めます。

環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業については、「北海道クリーン農業推進計画(第7期)」に基づき、クリーン農業への理解の促進や、クリーン農業技術の開発・普及に取り組むとともに、平成29年3月に策定した「北海道有機農業推進計画(第3期)」に基づき、有機農業の推進に向けた施策を行っていきます。

5 「環境問題に関する道民の関心・取り組み状況について」の道民意識調査結果（概要）

北海道では、道政上の重要課題や主要施策についての世論調査を実施し、道民の道政に対する意向や意識の的確な把握に努めるとともに、政策形成に反映させることを目的として、定期的に「道民意識調査」を実施しています。

この資料は、2019年度（令和元年度）に実施した道民意識調査の調査項目のうち「環境問題に関する道民の関心・取り組み状況について」の調査結果の概要をとりまとめたものです。

○ 道民意識調査の概要（令和元年10月～11月実施）

<調査項目>

- ・北海道総合計画について
- ・安心して暮らし続けることのできる地域づくりについて
- ・環境問題に関する道民の関心・取り組み状況について
- ・北海道における再犯防止の取組について
- ・犯罪のない安全で安心な地域づくりについて
- ・食の安全・安心について

<調査の方法等>

- ・調査地域 北海道全域
- ・調査対象 道内に居住する満18歳以上の個人
- ・標本数 1,500サンプル
- ・地点数 150地点
- ・抽出方法 層化二段無作為抽出法
- ・調査方法 郵送配付、郵送回収及びweb（スマホ）による回答
- ・調査期間 令和元年10～11月
- ・有効回収数（率） 732（48.8%）

○ 「環境問題に関する道民の関心・取り組み状況について」の調査概要

<調査の目的>

環境問題への関心や取り組み状況などを把握し、「北海道環境基本計画」「北海道環境教育等行動計画」「北海道地球温暖化対策推進計画」「北海道循環型社会形成推進基本計画」「北海道生物多様性保残計画」の見直しに反映させるため。

<各設問の主な調査結果>

- ・問15 あなたは、日常生活において環境に配慮した行動をどの程度行っていますか。次の中から1つだけお選びください。

① 十分行動している	（7.8%）
② 少し行動している	（51.9%）
③ あまり行動していない	（33.6%）
④ 全く行動していない	（4.8%）

- ・問 16 あなたは日常生活の中で、地球温暖化防止に向けてどのような取組を行っていますか。次の中から、いくつでもお選びください。

※複数回答：上位 10 位

① 使っていない照明をこまめに消灯する	(75.8%)
② 白熱電球を電球型蛍光灯や LED に取り替える	(53.1%)
③ 暖房の設定温度を低くする	(51.5%)
④ 洗濯するときはまとめて洗う	(51.2%)
⑤ 暖房便座の設定温度は控えめにし、使わないときはフタを閉める	(48.6%)
⑥ ごみの削減、リサイクルを心がける	(48.2%)
⑦ 使用していないときパソコンの電源を切る	(43.7%)
⑧ 車を運転する際は、車間距離に余裕をもって、加速・減速の少ない運転をする	(40.2%)
⑨ 車を運転する際は、発車時にはアクセルをふんわり踏み、ゆるやかに発進する	(38.3%)
⑩ 車を運転する際は、停止や減速、下り坂では早めにアクセルから足を離す	(38.0%)
⑩ 使っていない電化製品のプラグをコンセントから抜く	(38.0%)

- ・問 17 あなたは、あなたの家庭からでるごみの減量化について、どのように考え、取り組んでいますか。次の中から 1 つだけお選びください。

① ごみを減らしたいとは思っていない	(5.3%)
② ごみを減らしたいと考えているが、何もしていない	(25.4%)
③ ごみを減らしたいと考え、ときどき、リサイクルなどに取り組んでいる	(47.0%)
④ ごみを減らしたいと考え、いつも、リサイクルなどに取り組んでいる	(21.0%)

- ・問 18 ごみの減量（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を併せて「3（スリー）R（アール）」といいます。あなたは、「3（スリー）R（アール）」という言葉聞いたことがありますか。次の中から 1 つだけお選びください。

① 初めて聞いた	(35.2%)
② 聞いたことはあるが、内容はよく知らない	(22.0%)
③ 聞いたことがあり、内容もある程度知っている	(27.3%)
④ 聞いたことがあり、内容もよく知っている	(14.2%)

- ・問 19 あなたは「生物多様性」という言葉をどの程度知っていますか。次の中から 1 つだけお選びください。

① 言葉の意味を知っている	(7.4%)
② 言葉の意味をある程度知っている	(19.4%)
③ 言葉の意味は知らないが、言葉は聞いたことがある	(36.1%)
④ 言葉の意味も知らないし、聞いたこともない	(35.9%)

6 北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）

北海道環境基本条例

平成8年10月14日 条例第37号
改正 平成11年12月17日 条例第59号
〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例第1条による改正〕
改正 平成21年3月31日 条例第15号
〔北海道条例の整備に関する条例第27条による改正〕

北海道環境基本条例をここに公布する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等（第11条—第29条）

第4節 地球環境保全のための施策（第30条・第31条）

附則

北海道は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物など豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。

このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えていき、社会経済構造の在り方や生活様式を見直すことが求められており、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌ民族の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきた先人たちの物を大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、北海道の風土にふさわしい、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさを感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。

このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、道民の総意として北海道環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成11年条例59号〕

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに道民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合調整を行うとともに、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第5条 削除

削除〔平成11年条例59号〕

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(道民の責務)

第7条 道民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、道民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等

（環境への配慮等）

第11条 道は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の保全を図る見地から、環境への影響が低減されるよう十分配慮するものとする。

- 2 道は、道が行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たって環境に配慮するための指針を定め、率先してこれに基づき実行するよう努めるものとする。
- 3 知事は、環境の保全上の支障を防止するために特に必要があるときは、事業者と良好な環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境影響評価の推進）

第12条 道は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第13条 道は、公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 道は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、自然公園の区域内における行為の規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、道は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（助成の措置等）

第14条 道は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減に資する施設の整備等を行うに当たっては、必要かつ適正な助成又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する施設の整備等)

第 15 条 道は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第 16 条 道は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び道民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、環境への負荷の低減を図るため、道の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

(野生生物の保護管理)

第 17 条 道は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 18 条 道は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第 19 条 道は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(身近な緑や水辺との触れ合いづくり等)

第 20 条 道は、北海道の風土にふさわしい快適な環境を維持し、及び創造するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第 21 条 道は、事業者及び道民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習(以下「環境学習」という。)を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 22 条 道は、事業者、道民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第 23 条 道は、第 21 条に規定する環境学習の推進及び前条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 24 条 道は、環境の状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(試験研究体制の整備等)

第 25 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第 26 条 道は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(道民の意見の反映)

第 27 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 28 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び都府県と協力するとともに、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 29 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第 30 条 道は、道、市町村、事業者及び道民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づくそれぞれの行動を促進するものとする。

(地球環境保全のための国際協力)

第 31 条 道は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術等の提供等を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 27 条第 2 項及び附則第 2 項(北海道公害防止条例第 16 条の改正規定に限る。)の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(北海道公害防止条例の一部改正)

2 北海道公害防止条例(昭和 46 年北海道条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道環境影響評価条例の一部改正)

3 北海道環境影響評価条例(昭和 53 年北海道条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道自然環境等保全条例の一部改正)

4 北海道自然環境等保全条例(昭和 48 年北海道条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(検討)

5 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成 21 年条例 15 号〕

附 則(平成 11 年 12 月 17 日条例第 59 号)

〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

(後略)